

11

活性化情報誌



中小企業かごしま

2023 第821号

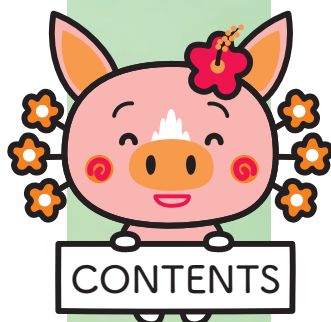
- 特集1 改正電子帳簿保存法について
- 特集2 健康経営について
- 特集3 働きやすい職場づくりとイメージアップについて
- 特集4 年収の壁・支援強化パッケージについて



照葉樹の森

目次

特集1 改正電子帳簿保存法について……………	1
特集2 健康経営について……………	13
特集3 働きやすい職場づくりとイメージアップについて……………	23
特集4 年収の壁・支援強化パッケージについて……………	29
組合インタビュー……………	37
●鹿児島県外壁改修・補修工事業協同組合	
鹿児島の元気を発信！がんばる中小企業……………	41
●有限会社浜崎蒲鉾店	
指導員が行く！組合イベント探訪記……………	45
●かのや緑化協同組合「照葉樹の森散策」	
中央会の動き／組合トピック……………	49
寄稿 中小企業こそリスクへの備えを！ 事業継続力強化計画から始めるリスクマネジメント……………	52
教えてぐりぶー！組合運営……………	53
組合運営のスペシャリストを目指そう！……………	54
業界情報……………	55
令和5年9月 情報連絡員報告	
倒産概況……………	58
令和5年10月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定……………	59



改正電子帳簿保存法について ～電子取引のデータ保存が義務化されます～

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）」の改正が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する手続き等について、抜本的な見直しがなされました。

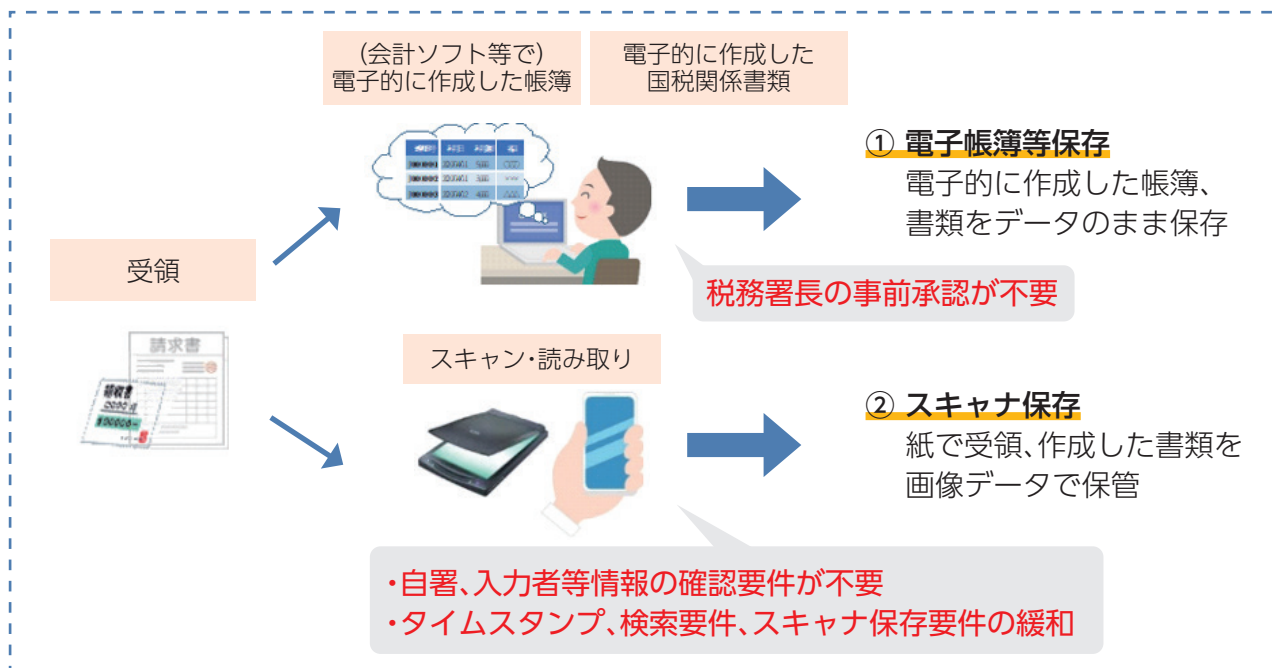
令和4年度の税制改正において出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置（宥恕期間）が講じられていましたが、**令和6年1月1日から電子取引を行っている全ての事業者は、その電子データを保存しなければなりません。**

特集1では、改正電子帳簿保存法の概要についてご紹介します。

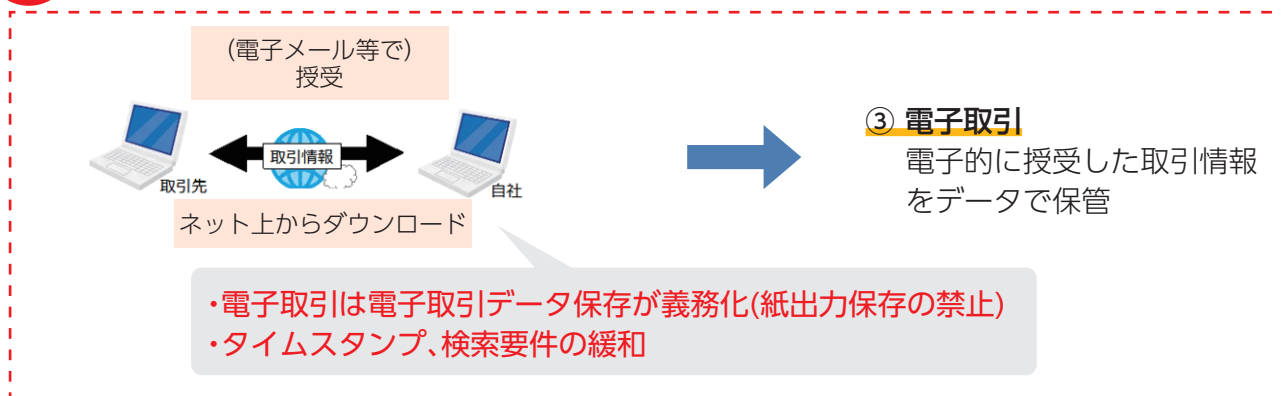
■ 電子帳簿保存法に関する改正事項（令和4年1月1日施行）

1. 電子帳簿保存法上の区分と主な改正点

「①電子帳簿等保存」、「②スキャナ保存」は義務ではありませんが、適切な帳簿の保存を行う観点から、電子化への対応が推奨されています！



Check! 「③電子取引」は電子取引データ保存が義務化されるため、留意してください！





2. その他の改正点

- 1 電子帳簿の一定の要件による分類
⇒「電子帳簿」について適用
- 2 罰則規定(不正があった場合の重加算税の加重措置)
⇒令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
※電子データの不正による申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される

3. 改正前との比較

	改正前	改正後
所管税務署長の事前承認手続き	開始3カ月前までに所管の税務署に申告	事前承認不要
入力期間(スキャナ保存)	受領者がスキャンする場合、特に速やかに(概ね3営業日以内)	廃止
自署タイムスタンプ	書類受領後に受領者が自署した上で3日以内にタイムスタンプを付与	自署：不要 タイムスタンプ：猶予期間2ヶ月以内
検索要件	取引年月日・取引金額・勘定科目など複雑な検索要件が必須	取引年月日・取引金額・取引先のみ
電子取引の保存措置	書面での保存が可能	電子取引データ保存が義務化(紙出力保存の禁止)
適正事務処理要件	関連社内規定を整備することが不可欠	廃止

■ 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、電磁的記録で保存をするための要件や、電子データでやり取りした取引情報の保存義務などを定めた法律です。

電子帳簿保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度ですが、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けています。



電磁的記録とは？

「電磁的記録」とは、情報(データ)それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことでなく、一定の媒体上にて使用し得る(一定の順序によって読みだすことができる)情報が記録・保存された状態にあるものをいいます。

■ 区分① 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存に関する改正事項

1 税務署長の事前承認制度の廃止

電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合に必要であった税務署長の事前承認が不要（事業者の事務負担を軽減のため）となりました。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

一定の国税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません）。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能

正規の簿記の原則に従って記録され、「マニュアルの備付け」や「データのダウンロード機能」など最低限の要件を満たす電子帳簿についても「その他の電子帳簿」として、電子データによる保存等が可能となりました。

1. 保存できる帳簿・書類

- ✓ 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 等
- ✓ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- ✓ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

2. 会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- ✓ システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ✓ 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

※データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則に従って作成される帳簿に限る

3. 青色申告特別控除の取扱い

改正前は、正規の簿記の原則に従い記録していることに加え、「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告をしている者」は65万円が控除されていましたが、改正後は、「**優良な電子帳簿**」又は「e-Taxによる電子申告をしている者」に適用され、それ以外の電子帳簿には適用されなくなります。

※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要あり



4. 令和5年度税制改正による見直しの概要(令和6年1月1日以後適用)

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に、優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿(全ての青色関係帳簿)

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿(下記に記載されているものに限定)

③における記載事項	帳簿の具体例
売上(加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するものを含む)その他収入に関する事項	売上帳
仕入その他経費(法人税、賃金、給料、法定福利費、厚生費を除く)に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳(所得税のみ)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項	売掛帳
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項	買掛帳
手形(融通手形を除く)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項(当座預金を除く)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く)に関する事項(法人税のみ)	有価証券受払簿(法人税のみ)
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳



記帳代行業者に委託している場合は？

会計事務所や記帳代行業者に委託することは認められています。

ただし、国税関係帳簿の作成に当たり、書面であるか電磁的記録であるかにかかわらず、課税期間中に記帳せず当該期間終了後にまとめて記帳することを委託する方法は、認められていません。また、保存場所についても、各税法で定められているため、記帳代行業者の所在地にすることは認められておらず、注意が必要です。

■ 区分② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

スキャナ保存に関する改正事項

1 税務署長の事前承認制度の廃止

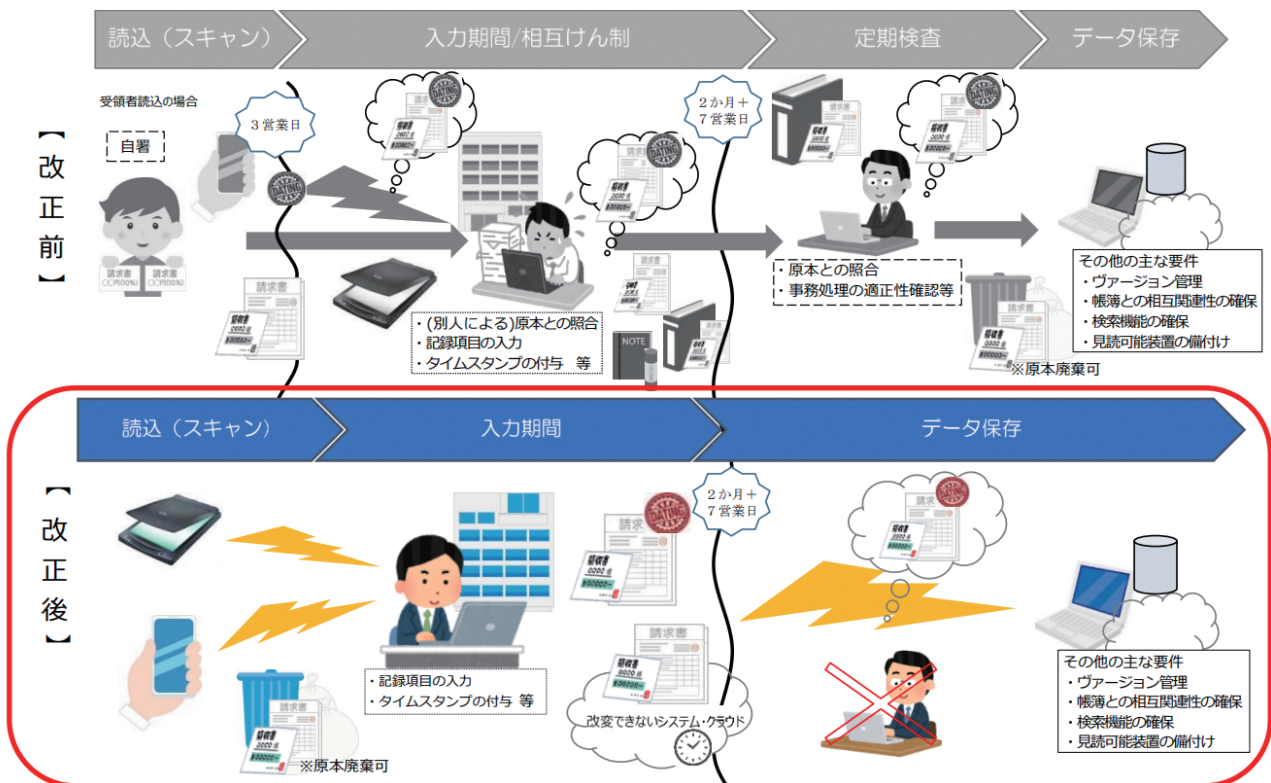
2 タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和

- (1) タイムスタンプの付与期間が最長約2ヶ月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者がスキャナで読み取る際の国税関係の書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができます。

3 適正事務処理要件の廃止

4 重加算税の加重措置

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。



<出典:国税庁HP>



1. 対象となる書類

- ✓取引相手から受け取った書類
- ✓自己が作成した取引相手に交付する書類の写し
例)契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 等

2. スキャナ保存のメリット

- ✓読み取り後は紙の書類を廃棄できるため、紙の書類のファイリングや保存スペースが不要となります
- ✓紙で受け取った領収書などをスマホで読み取って経理担当に送付すれば、書類の受け渡しから保存までをスキャナデータのみででき、経理担当もテレワークが可能となります
- ✓スキャナ保存を始めるための特別な手続きは、原則必要ないため、任意のタイミングで始められます

3. スキャナ保存の要件

スキャナ保存を行うにあたって、真実性や可視性を確保するため、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 入力期間の制限(下記のどちらか)

- ① 早期入力方式
書類を作成または受領してから、速やか(おおむね7営業日以内)にスキャナ保存
- ② 業務処理サイクル方式
それぞれの企業において採用している業務処理サイクルの期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)にスキャナ保存

(2) 一定の解像度による読み取り

解像度200dpi(A4サイズで約387万画素相当)以上により読み取りができること

(3) カラー画像による読み取り

赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取ること

(4) タイムスタンプの付与

入力期間内に、総務大臣が認定する業務に係るタイムスタンプを、一の入力単位ごとのスキャナデータに付すこと



時刻認証業務に係るタイムスタンプとは？

電子データがある時点に存在していたこと及び当該電子データがその時点から改ざんされていないことを証明する情報がタイムスタンプであり、確実かつ安定的なタイムスタンプの利用を一層拡大し、情報の信頼性を確保しつつ、海外とのデータ流通を容易にする観点から、時刻認証業務(電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務)について、総務大臣による認定制度が設けられています。

(5) ヴァージョン管理

スキャナデータについて訂正・削除の事実やその内容を確認することができるシステム等又は訂正・削除を行うことができないシステム等を使用すること

(6) 帳簿との相互関連性の確保

スキャナデータとそのデータに関連する帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと（一般書類は不要）

(7) 見読可能装置等の備付け

14インチ（映像面の最大径が35cm）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること

(8) 速やかに出力すること

スキャナデータについて、下記の状態で速やかに出力できるようにすること

- ✓ 整然とした形式
- ✓ 書類と同程度に明瞭
- ✓ 拡大又は縮小して出力することができる
- ✓ 4ポイントの大きさの文字を認識できる

(9) システム概要書等の備付け

スキャナ保存するシステム等のシステム概要書、システム仕様書、操作説明書、スキャナ保存する手順や担当部署などを明らかにした書類を備え付けること

(10) 検索機能の確保

スキャナデータについて、下記の要件による検索ができるようにすること

- ✓ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索
- ✓ 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索
- ✓ 2以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索



取引金額は税込と税抜のどちらで記載？

帳簿の処理方法（税抜経理/税込経理）に合わせるべきと考えられます。

しかし、受領した国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

単価契約で取引金額の定めがない場合は？

記載すべき金額がない書類については、「取引金額」を空欄又は0円と設定することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも、取引金額が空欄であることを対象として検索できるようにしておく必要があります。



4. 重加算税10%が加重される不正事例

- ✓ 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合
- ✓ スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合
- ✓ 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合

5. 令和5年度税制改正による見直しの概要(令和6年1月1日以後適用)

1. 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要
2. 入力者等情報の確認要件が不要
3. 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際は守らなければならない解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました(電子取引データ保存についても同様)。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類(見積書・注文書等や納品書の写しのよう、資金の流れに直結・連動しない書類)」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。



課税期間の途中からスキャナ保存を行うことは可能？

スキャナ保存については、電子帳簿等保存のように、課税期間の始めから一貫して電磁的記録による保存を行う必要はないので、法令に定めるスキャナ保存の要件を満たせば、課税期間の途中からでもスキャナ保存を行えます。

また、スキャナ保存は国税関係書類の種類ごとに適用できるので、一部の国税関係書類のみをスキャナ保存により保存することも可能です。

■ 区分③ 電子取引

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

電子取引に関する改正事項

1 タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和

タイムスタンプ要件に係る付与期間及び検索要件に係る検索項目の他、基準期間の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

2 電子取引のデータ保存の義務化(紙出力保存の禁止)

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は廃止されました。

3 重加算税の加重措置

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。



電子取引とは？

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。

なお、この「取引情報」とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項となります。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等です。

1. 保存が必要なデータ

紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータを保存する必要があります。

しかし、あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

また、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。



2. 電子取引の保存要件

電子取引データの保存等にあたっては、「真実性」や「可視性」を確保するための保存要件を満たす必要があります。具体的には、下記の表のようになります。

保存要件	要件	
真実性	①	タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	②	取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③	記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
	④	正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
可視性	①	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	②	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	③	検索機能を確保すること
保存期間	①	法人 7 年間（欠損金繰越控除を受ける法人 10 年間） 個人 5 年間（消費税の納税義務者は 7 年間）

3. JIIMA認証

JIIMA認証とは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」）が電子帳簿保存法に規定する機能要件に適合するか機能の仕様について取扱説明書等で確認を行い、法的要件を満たしていると判断し認証されたソフトウェア等をいいます。

認証を受けたソフトウェア等は、国税庁及びJIIMAのホームページに記載される認証製品一覧表に明示されるほか、当該ソフトウェア等の説明書等に認証番号などが記載されています。

なお、認証を受けたソフトウェア等は、右図に示す「認証ロゴ」を使用できることから、そのソフトウェアがJIIMAから認証されたものであるか否かについては、この認証ロゴによって判断することもできます。

（参考）
《認証ロゴ（令和5年6月現在使用されている主なもの）》



令和2年改正法令基準

若しくは



令和2年改正法令基準

又は



令和3年改正法令基準

若しくは



令和3年改正法令基準

<出典：国税庁HP>

4. 重加算税10%が加重される不正事例

- ✓ 保存している電子取引データを直接改ざんした場合
- ✓ 電子取引データの作成段階で不正があった場合
- ✓ 通謀等により相手方から受領した架空の電子取引データを保存している場合

5. 令和5年度税制改正による見直しの概要(令和6年1月1日以後適用)

1. 検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し
2. 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」の適用期限廃止
3. 新たな猶予措置の整備

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直し

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(調査担当者にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

- ✓ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大。
- ✓ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕(ゆうじょ)措置」の適用期限廃止

令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置

次の①・②の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- ① 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合
- ② 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

※上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、注意が必要です。



■ 専用ソフトを使用しない場合の対応

専用のソフトを導入していなくても、下記のいずれかの方法で対応することができます。

1. 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使用して検索する方法です。

索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載されています。

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

<出典: 国税庁HP>

2. 規則的なファイルを付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出が必要です。

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.pdf

<出典: 国税庁HP>

- ① 請求書データ (PDF) のファイル名に、規則性をもって内容を表示
例) 2024年3月31日に(株)霞商店から受領
110,000円の請求書 → 「20240331_110000_(株)霞商店」
- ② 「取引の相手先」や「各月」などに任意のフォルダに格納して保存
- ③ 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し、備え付ける。



電子帳簿保存法に違反した場合は？

電子帳簿保存法に違反した際に科される罰則は、下記のとおり強化されていますので、ご注意ください。

- ✓ 青色申告が取り消される ⇒ 所得税を多く支払うこととなり、加えて企業の信用低下に繋がる恐れもある
- ✓ 追徴課税が課される ⇒ 重課税が10%加算される
- ✓ 会社法により過料が科せられる可能性 ⇒ 100万円以下の過料が科される

個人・法人の区別なく、経理業務の効率化、リモート対応を考慮すれば、電子化は避けられない課題です。

令和6年1月からは、電子取引での書類は電子的保存が義務になりますので、まだ準備されていない方は、早急に対応を進めましょう。

(注) 「改正電子帳簿保存法」改正内容は、

国税庁HPの電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/>



健康経営について

少子化により生産年齢人口が減少し、長期に亘って深刻な人手不足が続くことや従業員の高齢化に伴い、病気等により貴重な人材が継続して働けなくなるというリスクが高まっていること、高齢化による国民医療費の増加が企業の社会保険料負担の増加に繋がっていること等から、「健康経営」に取り組む企業が増えています。

特集2では、健康経営が注目される背景や重要性、取り組むメリット等について紹介します。

■ 健康経営とは

経済産業省は、健康経営を「従業員等の健康保持・増進の取組が、**将来的に収益性等を高める投資**であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」と定義しています。

つまり、健康経営に取り組むことで、従業員の活力向上や生産性の向上等により組織が活性化され、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることが期待されています。

これまで、従業員の健康管理は自己責任、あるいは企業にとってコストとして考えられてきましたが、今後も継続すると考えられる深刻な「人手不足問題」への対応といった面からも、健康経営の重要性が高まっています。

■ 日本の現状について

健康経営という考え方が生まれた背景には、日本が直面する高齢化と人口減少が大きな要因の一つとして挙げられます。

ここでは、高齢化と人口構造、社会保障関係費等に関する国のデータや統計について概観します。

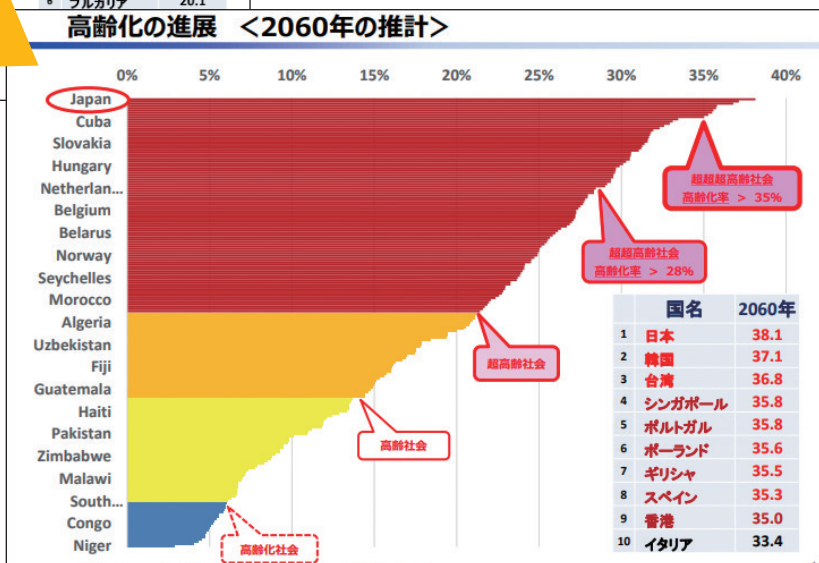
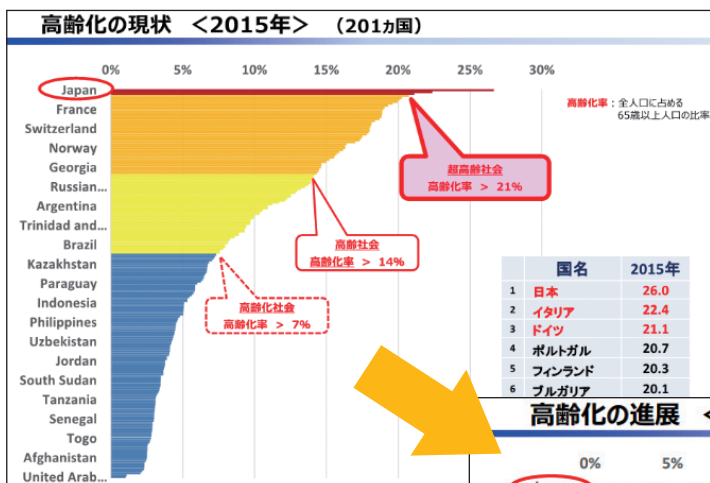
1. 高齢化

全人口に占める65歳以上人口の比率（高齢化比率）が、2015年の時点で既に26.0%という世界一の数値を示していることが分かりますが、2060年の推計では、一層高齢化が進展し、38.1%まで高まることが示唆されています。

なお、高齢化の進行具合を示す言葉として、「高齢化社会」、「高齢社会」、「超高齢社会」という言葉があります。

65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれており、2060年には35%を超えていることから、「超超超高齢社会」と表現が用いられています。

いかに日本が世界的に見ても高齢化しているか、また、この先も高齢化に拍車がかかるかが見て取れます。

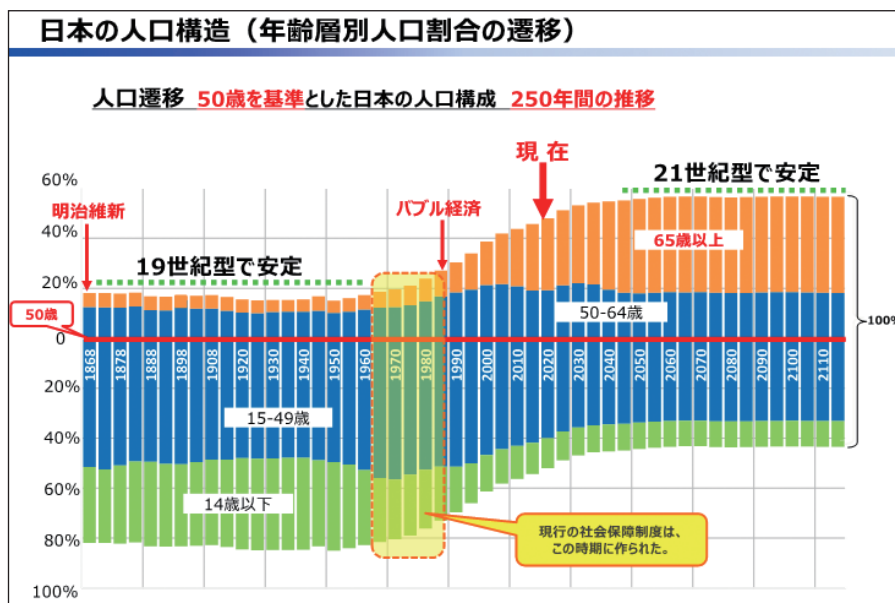


<出典：経済産業省>

2. 人口構造

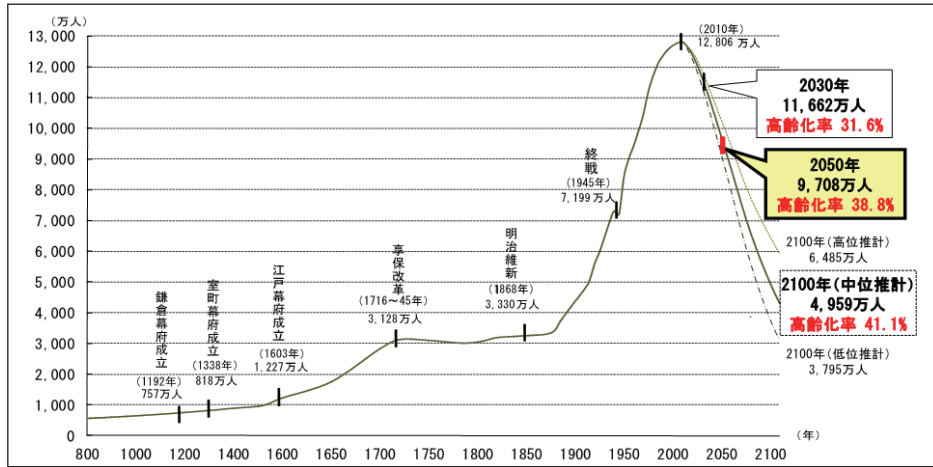
日本の人口構造(年齢別人口割合の遷移)は、明治維新以降のおよそ100年間は「19世紀型」として、50歳以上の人口が20%以下でしたが、2050年頃になると「21世紀型」として、50歳以上の人口が50%を超えると予想されています。

21世紀型は、65歳以上の高齢者人口は横ばい傾向にあり、14歳以下の若年層は低水準のまま推移していくことが分かります。



<出典：経済産業省>

なお、日本の総人口は、今後100年で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性があると言われており、こうした変化は千年単位でも、類を見ない、極めて急激な減少であると警鐘を鳴らしています。

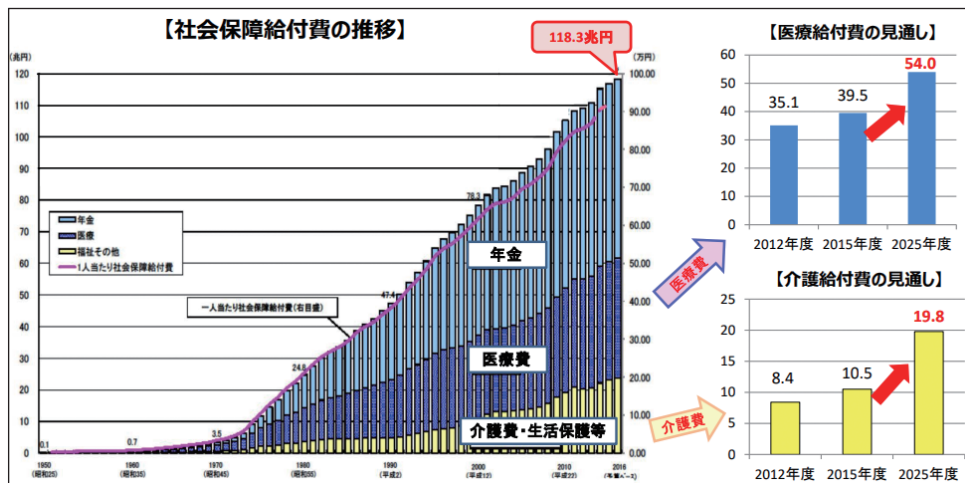


<出典:経済産業省>

3. 社会保障関係費

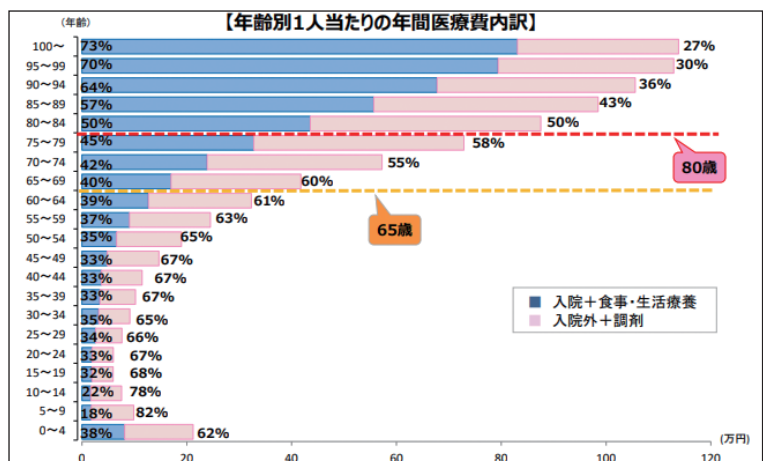
社会保障給付費は年々増加しており、2025年度には140兆円を超えると予想されています。

なお、2015年度と比較した場合、医療給付費は約40兆円から約54兆円に、介護給付費は約11兆円から約20兆円に達すると想定されています。



<出典:経済産業省>

また、年齢別1人当たりの年間医療費は、乳幼児期を除くと年齢とともに多くなりますが、65歳以降急速に増加し、80歳以降は入院に係る費用(入院+食事・生活療養)の割合が高くなるのが分かります。

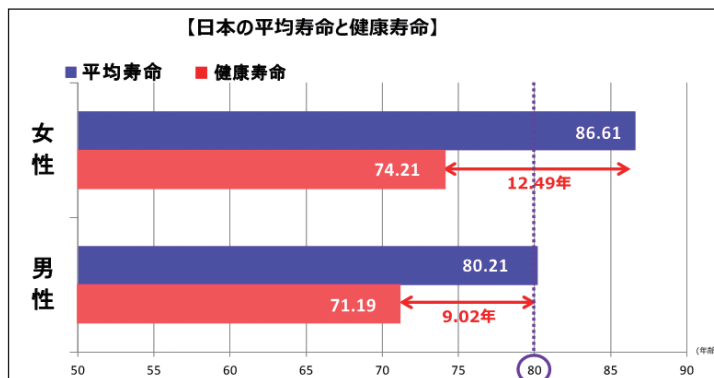


<出典:経済産業省>



4. 日本の平均寿命と健康寿命

世界一の平均寿命を誇っていますが、平均寿命と健康寿命の差は約10年あり、健康寿命を延伸させ、平均寿命との差をいかに小さくするかが重要と考えられています。



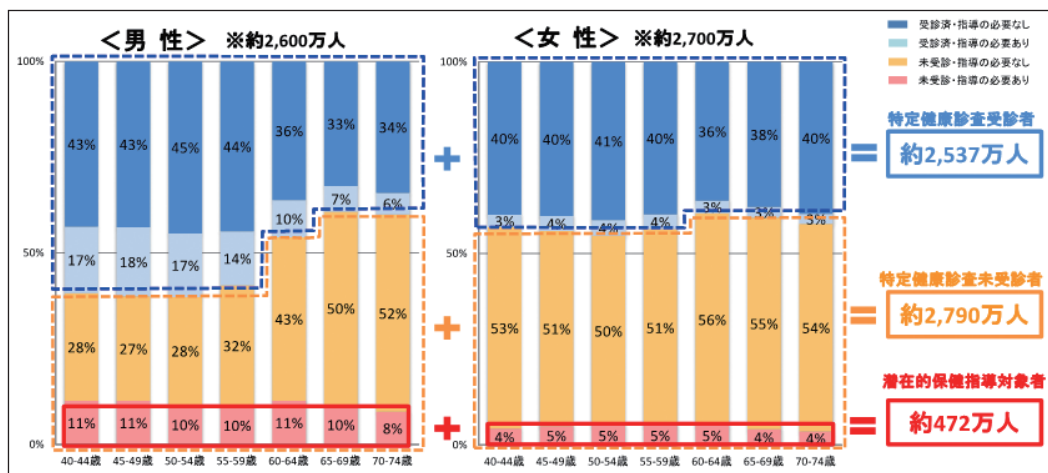
<出典:経済産業省>

5. 特定健康診査^{※1}未受診者の予防対策の必要性

特定健康診査の未受診者数は約2,790万人いるとされており、このうち特定保健指導^{※2}対象者数は約472万人いると推定されています。未受診者をターゲットにして、予防の網を掛けていくことが重要であると考えられています。

※1 医療保険者(国保・被用者保険)が、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として毎年度、計画的に(特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき)実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査

※2 医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に(特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき)実施する、動機付け支援・積極的支援



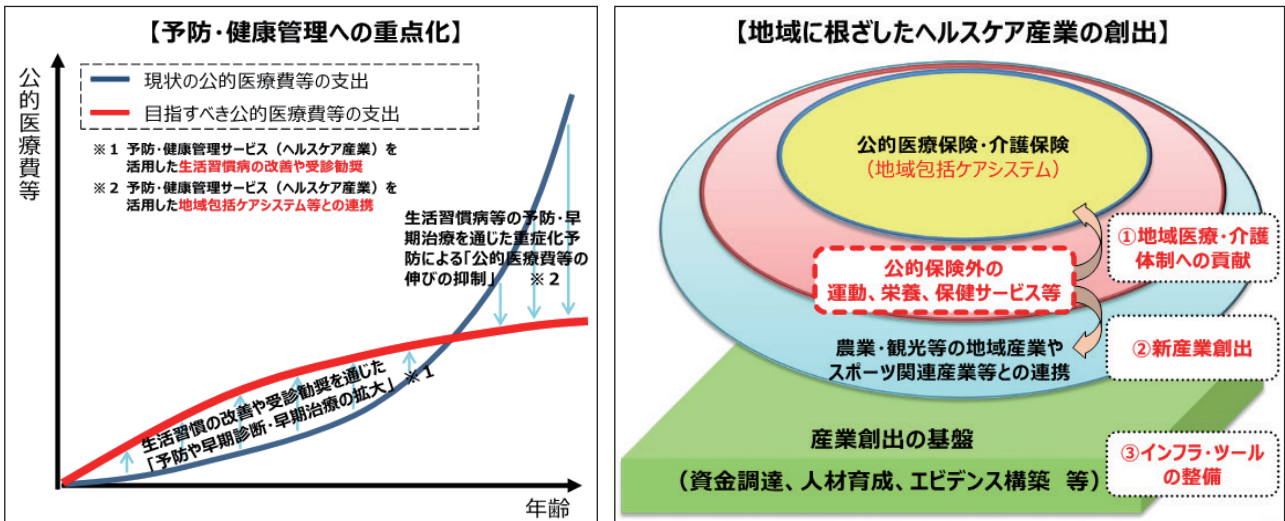
<出典:経済産業省>

政策の方向性について

上述の現状を踏まえ、国では「予防・健康管理への重点化」、「地域に根差したヘルスケア産業の創出」等を通じて、「生涯現役社会の構築」を目指しています。

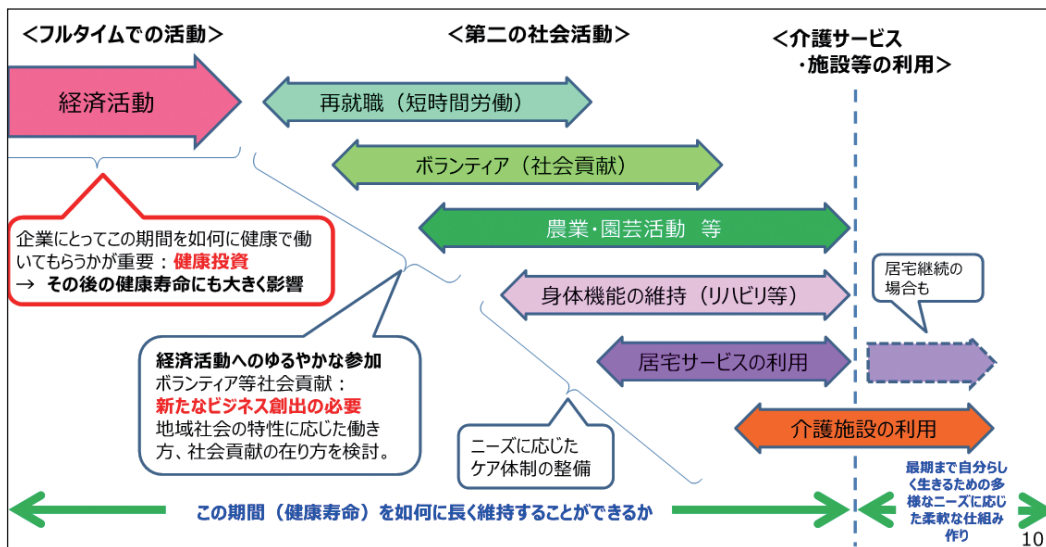
具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業(介護予防・生活支援等)に取り組むこととしています。

また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「あるべき医療費・介護費の実現」につなげたいと考えています。



<出典:経済産業省>

誰もが健康で長生きすることを望めば、社会は必然的に高齢化することから、高齢化の進展に対応して、「生涯現役」を前提とした**社会経済システムの再構築**が必要と結論付けています。



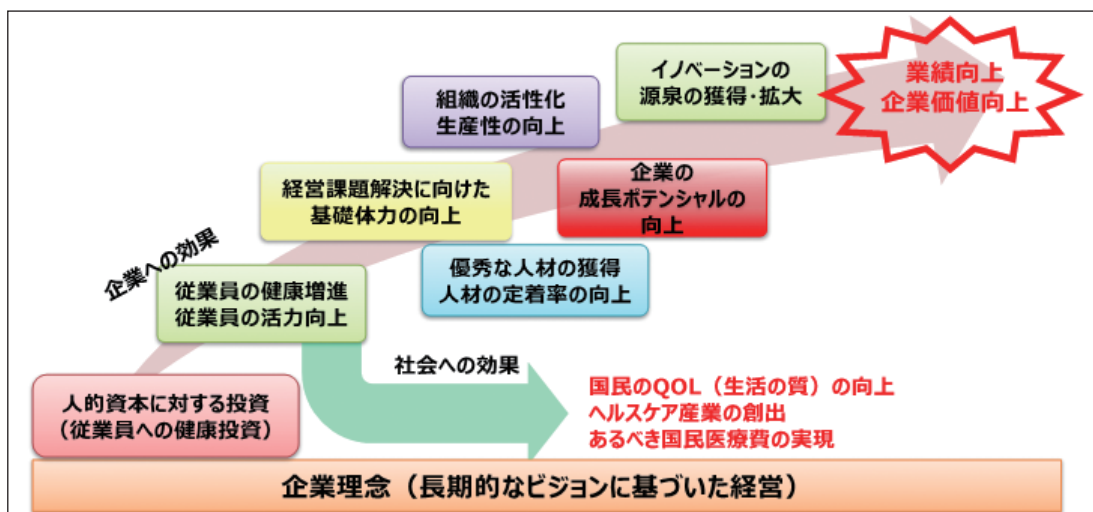
<出典:経済産業省>

健康経営・健康投資の目指すべき姿

「生涯現役」を前提とした社会経済システムの再構築を図る上で、重要な役割を果たす一つの取り組みが、「健康経営・健康投資」です。

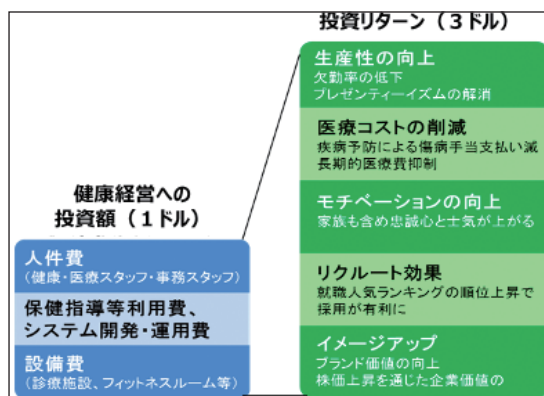
健康投資とは、健康経営の考え方に基づいた**「人的資本に対する投資」**を指し、最終的には**「業績向上」**や**「企業価値向上」**に寄与すると考えられており、イメージを図式化したものが右図になります。

なお、「健康」とは、WHO(世界保健機関)の定義に基づく、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」を指します。



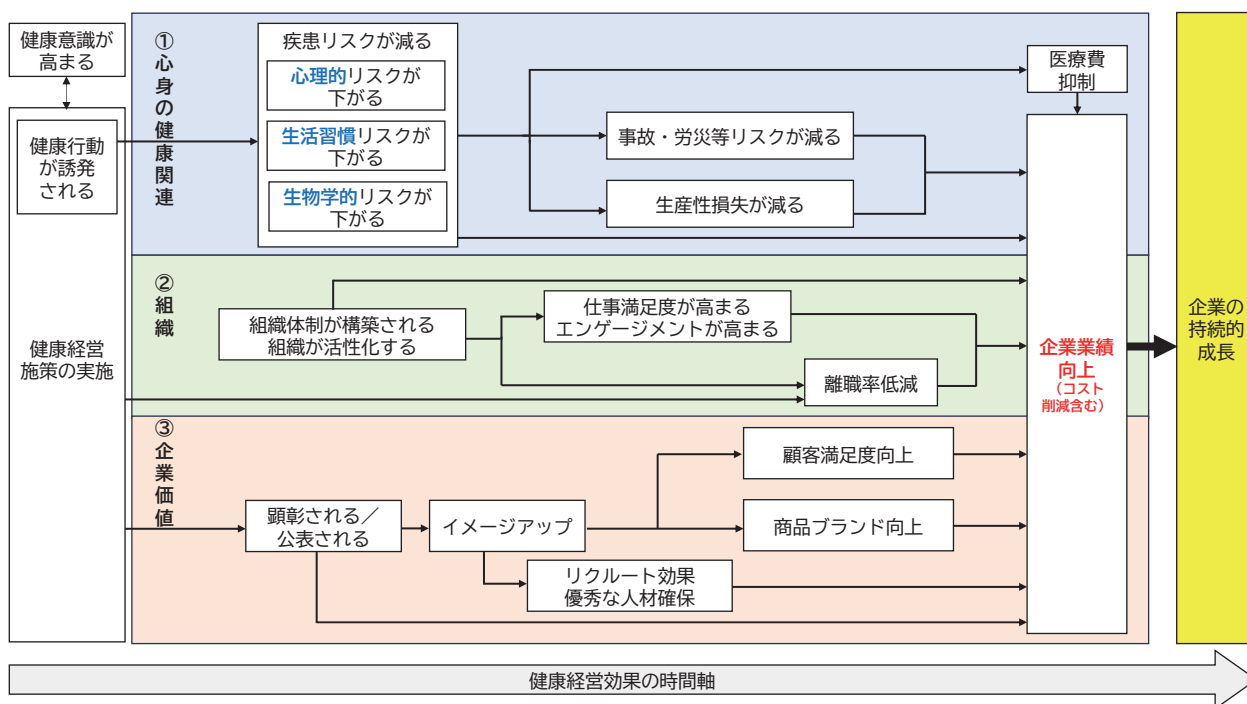
<出典:経済産業省>

製薬、医療機器、ヘルスケア関連製品を取り扱う多国籍企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン社では、75年前から全世界のグループ会社の従業員およびその家族の健康や幸福を大事にすることを表明しており、健康経営に対する**投資1ドルに対するリターンが3ドル**になるとの調査結果を出しています。



<出典:経済産業省>

さらに、健康経営の効果を①心身の健康関連(個人の心身の健康状態の改善による生産性の向上)、②組織(組織の活性化)、③企業価値(企業価値の向上)の3つに分類し、フロー図として整理したものが下図になります。



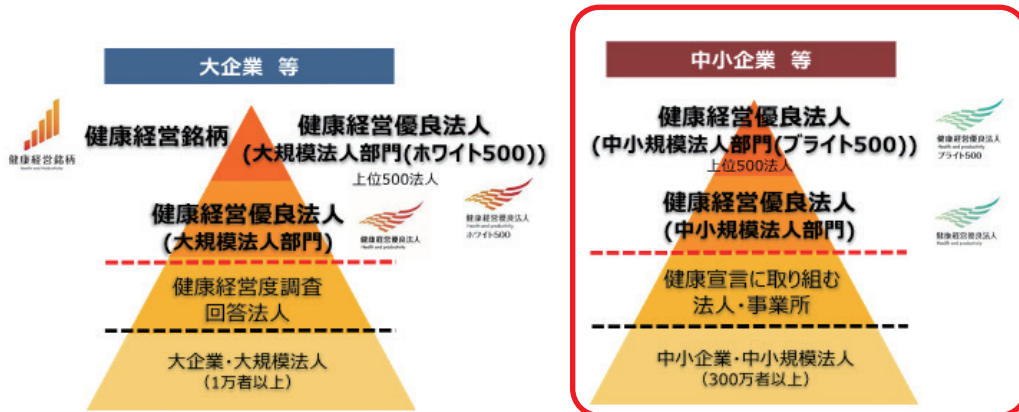
<出典:経済産業省の資料を基に当社が一部改変>

■ 健康経営に係る顕彰制度について

経済産業省では、健康経営を推進するために、健康経営に係る各種顕彰制度を通じて、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、社会的な評価を受けることができる環境を整備しています。

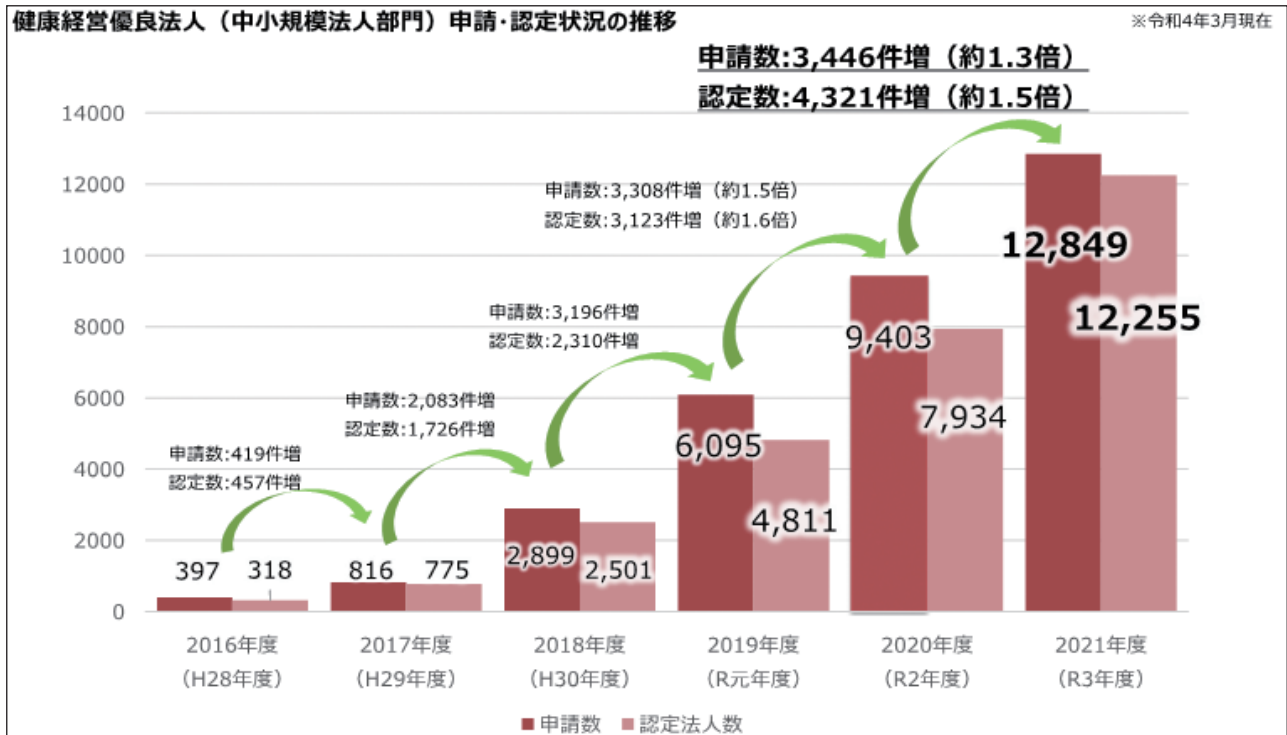
2014年度から上場企業を対象に「健康経営銘柄」を選定しており、2016年度からは「**健康経営優良法人認定制度**」を創設しています。

大規模法人部門の上位層には「ホワイト500」、中小規模法人部門の上位層には「ブライツ500」の冠を付加しています。



<出典:経済産業省>

健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)の申請数は、前回から3,446件増加の12,849件、認定数は、前回から4,321件増加の12,255件となっており、積極的に取り組む企業が増えている状況が分かります。

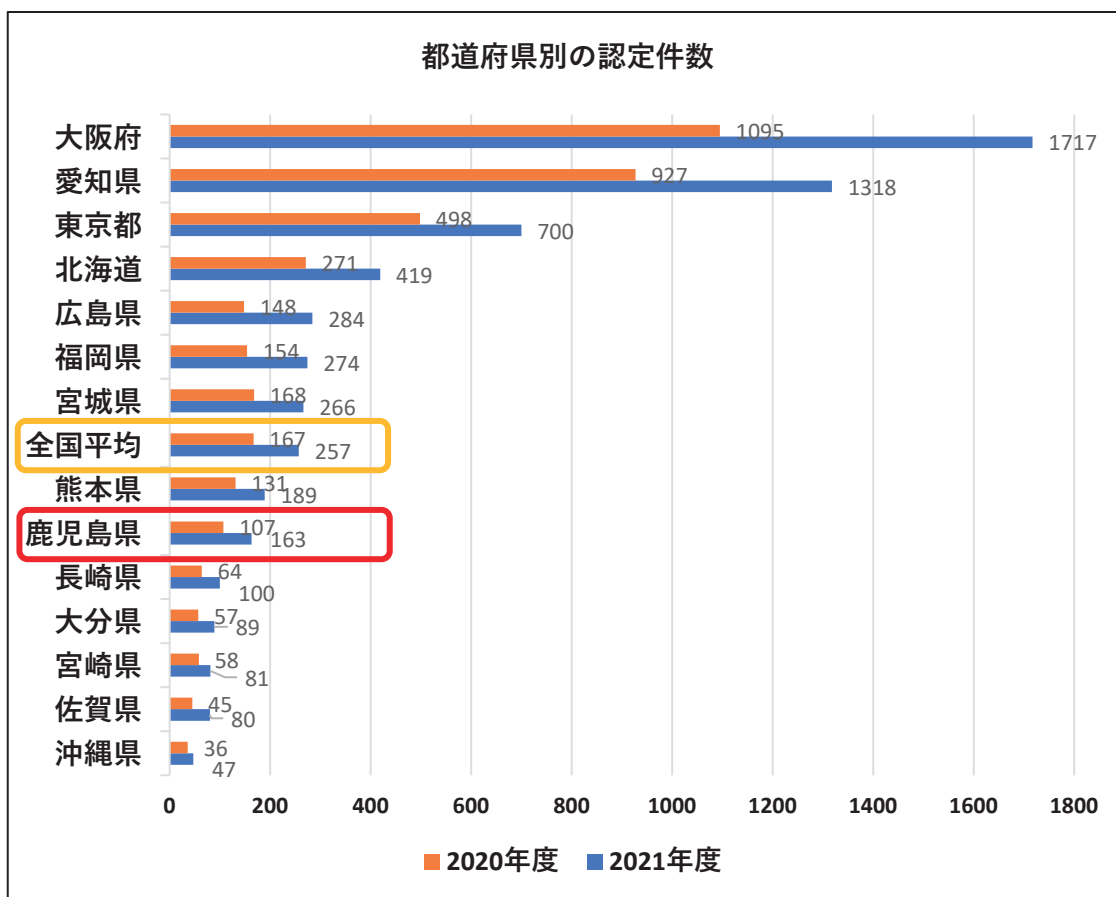


<出典:経済産業省>



都道府県別の取り組み状況では、認定法人数では、トップが大阪府、続いて愛知県、東京都の順となっています。

鹿児島県は、令和4年3月現在では163の企業が認定を受けており、前年度より56件増えています。全国平均は下回っているものの、九州では3番目の認定数となっています。



<出典:経済産業省の資料を基に当社が作成>

■ 健康経営に取り組むメリット

健康経営に取り組むメリットはさまざまですが、「社会保険料の低減」や「離職率抑制(人材定着)」、「人材確保」が挙げられます。

1. 社会保険料の低減

企業は、社員の社会保険料の一部を負担しなければなりません。

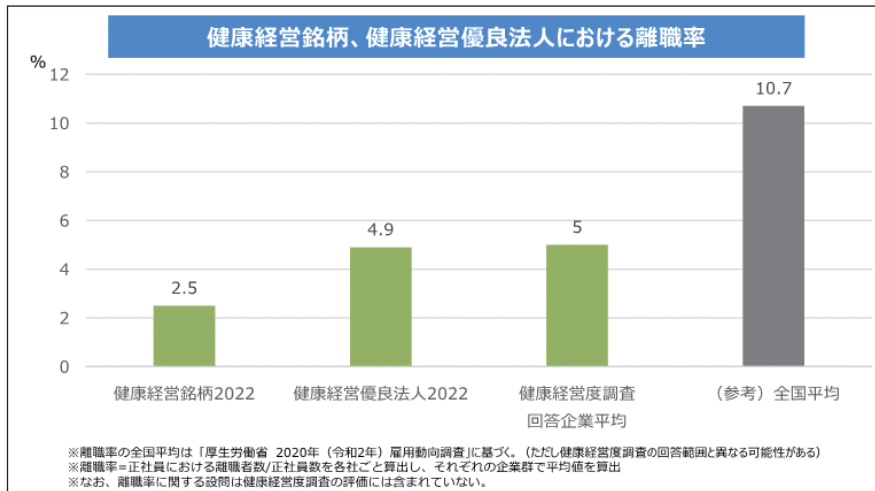
なかでも、健康保険料の負担が大きく、企業の財務状況を圧迫する大きな要因の1つになっています。

企業が従業員の健康に積極的に関与することで、自助努力により健康保険の負担軽減を図ることが出来ます。

2. 離職率抑制(人材定着)

健康経営銘柄、健康経営優良法人を対象とした離職率を調査したところ、健康経営度の高い企業の方が離職率は低い傾向にあることが分かっています。

これは、従業員の「心と体の健康づくり」を企業が支援することで、職場内に「働きやすさ」「働きがい」「生きがい」等が涵養された効果だと見ることができます。

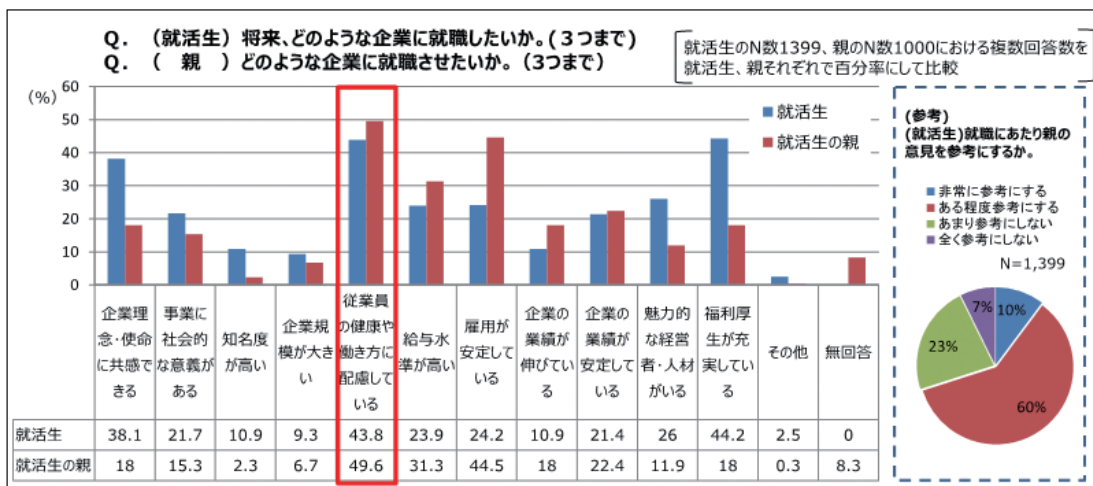


<出典:経済産業省>

3. 人材確保

就職先に望む勤務条件等についてアンケートを実施した結果、「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率が出ています。

併せて、就活生が親の意見を参考するか否か調査したところ、7割が考慮すると答え、就職先を検討する上で親が持つ企業イメージ・情報が重要な要素を占めることが示唆されていることも含め、健康経営に取り組む重要性が裏付けられています。



<出典:経済産業省>



メリットまとめ

健康経営に取り組むことは、社会保険料の低減を図ることが可能になるだけでなく、従業員の健康への配慮を通じて、社内外に「従業員想いの企業である」というメッセージを発信することができます。



■ 健康経営に取り組もう！

健康経営に取り組むにあたり、全国健康保険協会（協会けんぽ）鹿児島支部では、「かごしま健康企業宣言」を後押ししており、令和5年10月26日の時点で、872社の事業所が登録されています。

かごしま健康企業宣言の流れについては、以下のとおりとなっています。

STEP1 現状の把握

- ・健康づくりチェックシートでチェックして会社の現状把握をしましょう。
- ・健康企業宣言として取り組む内容を決めましょう。

STEP2 健康企業宣言にエントリー

- ・取組内容が決まったら、エントリーシートおよびチェックシートを記入し、両方とも鹿児島支部へFAXする。
※協会けんぽからエントリー完了後「宣言の証」が送付されます。

STEP3 健康づくりスタート

- ・送られてくる「宣言の証」を事業所内に掲示して健康づくりに取り組みましょう。

STEP4 取組内容の振り返り

- ・送られてくるチェックシートで取組を振り返りましょう。
- ・送られてくる結果をもとに次年度への取組を進めていきましょう。
※協会けんぽからスタート時との比較が送付されます。

詳しくはこちらから

URL

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagoshima/cat070/20190528002/#meritto>



また、経済産業省では、中小企業等への健康経営のノウハウ提供を目的として、「健康経営優良法人2022」の取り組み事例集を作成しており、健康課題のテーマ別に、ブライト500認定法人の事例を紹介しています。

併せて、健康経営優良法人の認定取得に対する地方自治体等のインセンティブ措置も掲載しています。



詳しくはこちらから

URL

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoikeieiuryohojin2022_jireisyu220318.pdf



働きやすい職場づくりと イメージアップについて ～認定制度（シンボルマーク）等の活用～

特集2では、健康経営における「健康経営優良法人認定制度（経済産業省）」について紹介しましたが、その他にも人材採用や定着、企業のイメージアップ等に資する国や鹿児島県が実施している各種の認定制度等がありますので、特集3ではその一部について紹介します。

■ 国の認定・選定等の制度

1. 厚生労働省

(1) くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん(子育てサポート)

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって



「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たに「プラチナくるみん認定」がはじまりました。

加えて、令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。

トライくるみん認定の認定基準は令和4年度改正前のくるみん認定と同じです。

くるみん認定制度には、以下のメリットがあります。

くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金が受けられる(25頁①「くるみん助成金」を参照)
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる(25頁②「働き方改革推進支援資金」を参照)
- 公共調達で加点評価が得られる(26頁③「公共調達における加点評価」を参照)

なお、鹿児島県では、53の企業・団体が認定を受けています^{*1}（くるみん47、プラチナくるみん5、トライくるみん1）。

※1 厚生労働省が公表している令和5年9月末時点のデータであり、認定決定を受けた企業のうち、公表することに了解を得た企業のみ情報です。



詳しくはこちらから

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



(2) えるぼし、プラチナえるぼし(女性活躍推進)

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性

の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に「プラチナえるぼし」と認定されます。

なお、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

えるぼし認定制度には、以下のメリットがあります。



5つの評価項目のうち、いくつの基準を満たしているかで3段階に分類されます(左から順に1段階、2段階、3段階)



プラチナえるぼし

えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる(25頁②「働き方改革推進支援資金」を参照)
- 公共調達で加点評価が得られる(26頁③「公共調達における加点評価」を参照)

なお、鹿児島県では、9の企業・団体がえるぼし認定を受けています^{※2}。

※2 厚生労働省が公表している令和5年9月末時点のデータです。

詳しくはこちらから

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



(3) ユースエール(若者の採用・育成)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であることや、「人材育成方針」、「教育訓練計画」を策定していること等の認定要件が定められています。



ユースエール認定制度には、以下のメリットがあります。

ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、公告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる(25頁②「働き方改革推進支援資金」を参照)
- 公共調達で加点評価が得られる(26頁③「公共調達における加点評価」を参照)

なお、鹿児島県では、22の企業・団体がユースエール認定を受けています^{※3}。

※3 鹿児島労働局が公表している令和5年11月7日時点のデータです。

詳しくはこちらから

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



① くるみん助成金

「くるみん認定」、「くるみんプラス^{※4}認定」、「プラチナくるみん認定」、「プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小企業(常時雇用する労働者が300人以下)に対し、上限50万円の助成金を支給する「くるみん助成金(中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業(内閣府所管助成事業))」が活用できます(令和3年10月から令和9年3月まで)。

※4 「くるみんプラス」等制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

② 働き方改革推進支援資金

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)が実施する「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

資金用途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円(長期運転資金は2億5,000万円まで) 国民生活事業：7,200万円(運転資金は4,800万円まで)
返済期間	設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)
利率	基準利率からの引き下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、利率は金融情勢で変動します。 詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。
対象	業種と企業規模で一定の要件があります。 詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。



③ 公共調達における加点評価

各府省が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(H28.3.22すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます^{※5}。

内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分		総配点に占める割合 (%) (評価の相対的な重要度に応じ配点) ^{※6}			
			12%の場合	10%の場合	7%の場合	5%の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
		行動計画	2	2	1	1
	次世代法	プラチナくるみん	12	10	7	5
		くるみん(R4改正後)	8	7	5	3
		くるみん(R4改正前)	7	6	4	3
		トライくるみん	6	5	4	3
		くるみん(H29改正前)	5	4	3	2
若者法	ユースエール	9	8	5	4	

※5配点割合も含めた加点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※6複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。

2. 経済産業省

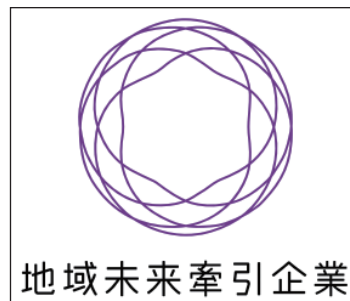
(1) 地域未来牽引企業

地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手、および担い手候補である企業を選定する制度です。

現在、追加の選定は行われていませんが、平成29年度に開始され、令和2年度までに全国で4,743事業者が選定されました。

そのうち、**鹿児島県内では73事業者が選定されています。**

地域経済活性化の牽引役として期待されていることから、税制や補助金、融資、専門家派遣・研修等でさまざまな支援策が講じられています。



地域未来牽引企業

詳しくはこちらから

URL

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyoushiensaku/index_chukanhyokakekka.html



(2) パートナーシップ構築宣言

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するもので、「成長と分配の好循環」を目指します。

主な目的として、以下の内容が挙げられます。

- サプライチェーン全体での付加価値向上
- 規模・系列・業種・地域を超えたオープンイノベーション
- 地域との共生や地域貢献
- 利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェア
- 下請取引の適正化
- 取引条件のしわ寄せ防止

宣言することで、「パートナーシップ構築宣言」ロゴマークを使用でき、取組をPRできるほか、経済産業省の一部の補助金について加点措置を受けることができます。

なお、鹿児島県では437事業者が登録されています*⁷。

*⁷ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で公表されている令和5年11月7日時点のデータです。



詳しくはこちらから

URL

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>



3. スポーツ庁

スポーツエールカンパニー

従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組を実施している企業を「スポーツエールカンパニー」として認定し、ビジネスパーソンのスポーツ実施率の向上を目指すとともに、従業員の健康管理を考え戦略的に取り組んでいる企業の社会的評価の向上を図ります。認定企業は、従業員の健康増進のためにスポーツに関連した取組を行っている企業であることを広くPRすることができます。

2022年度末で、全国で915事業者が認定されており、**鹿児島県では4事業者が認定されています***⁸。

*⁸ スポーツ庁が公表している令和5年11月7日時点のデータです。





詳しくはこちらから

URL

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1399048.htm



鹿児島県の認定制度

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善、柔軟な働き方がしやすい環境整備などに取り組む県内企業等を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定することにより、県内企業等の働き方改革に向けた積極的な取組の促進を目的とした制度です。

認定要件は、以下の通りとなっています。

- (1) 「イクボス」宣言^{*9}を行っていること
- (2) かごしま子育て応援企業に登録していること
- (3) 次に掲げるア及びイの2項目、ウ及びエの2項目から1つ以上、オ～スの中から2項目以上について、認定基準を満たす取組を実施していること

ア:社内の意識向上

イ:長時間労働縮減の促進

ウ:休暇の取得促進(休みやすい環境整備)

エ:柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

オ:非正規雇用社員の処遇改善

カ:業務改善による生産性の向上

キ:女性の活躍推進

ク:若手社員の活躍推進

ケ:治療と仕事の両立支援・健康支援

コ:育児と仕事の両立促進

サ:介護と仕事の両立促進

シ:障害者の活躍推進

ス:高齢者(65歳以上)の活躍推進

- (4) 企業の概要や働き方改革の取組内容を、県において公表することについて同意していること
- (5) 法令を遵守し、過去3年間において、法令に違反する重大な違反がないこと

なお、鹿児島県内で**34事業者が認定されています**^{*10}。

^{*9}イクボスの定義とされている「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」であることを内外に宣言すること(様式自由)。

^{*10}10鹿児島県のHP上で公表されている令和5年2月6日時点のデータです。

詳しくはこちらから

URL

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>



年収の壁・ 支援強化パッケージについて

人手不足への対応が急務となる中で、パートやアルバイト等の短時間労働者にとって大きな課題とされてきたのが「年収の壁」です。

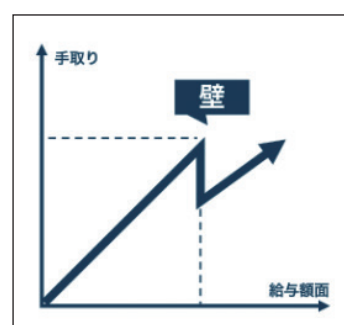
特集 4 では、年収の壁と年収の壁を打破するために政府が打ち出す支援強化パッケージについて解説します。

■ 年収の壁とは

世帯主の扶養範囲で働くパートタイムやアルバイト等の短時間労働者の年収基準を指す用語です。

年収が一定額を超えると、世帯主である配偶者が税の控除を受けられなくなる、または、世帯主の扶養範囲から外れることで、社会保険料の負担が発生し反対に手取りが減少してしまう等の逆転現象が生じることがあります。

こうした壁を回避する目的で、就業を調整するケースが多いことが長年にわたり指摘されてきました。



出典：内閣府

■ 年収の壁にはどのような種類があるのか

年収の壁には、住民税や所得税に関わる 4 種類と社会保険に関わる 2 種類の合わせて 6 種類の壁があるとされています。

1. 住民税や所得税に関わる年収の壁

(1) 100万円の壁

住民税が発生するボーダーラインとされていますが、所得税はかかりません。社会保険への加入も不要で、世帯主の扶養からも外れません。

(2) 103万円の壁

住民税に加えて、所得税が課税されるボーダーラインです。

また、社会保険への加入も不要で、世帯主の扶養からも外れません。

ただし、103万円を超えるとこれまで世帯主が受けていた「配偶者控除」が「配偶者特別控除」に切り替わることとなります。

配偶者控除と配偶者特別控除は、世帯主の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。



【おさらい】配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者控除とは、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合に受けられる所得控除です。納税者と生計を一にしていることや年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与のみの場合は、給与収入が103万円以下）等が要件となります。

配偶者特別控除とは、配偶者に48万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときに、配偶者の所得金額に応じて受けられる所得控除です。なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

(3) 150万円の壁

住民税に加えて、所得税が課されるのは当然のこと、配偶者特別控除を満額受けられなくなるラインです。

年収150万円までは、配偶者特別控除を満額(38万円)受けられます。

しかし、年収150万円を超えると、収入の増加とともに控除額が段階的に減額されます。

また、後述する「130万円の壁」を既に超えているため、世帯主の扶養から外れることになり、会社の健康保険・厚生年金保険に加入するか国民健康保険・国民年金に加入します。

【配偶者特別控除】

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

(4) 201万円の壁

配偶者特別控除がゼロになるラインを指します。

当然、世帯主の扶養から外れることになるため、会社の健康保険・厚生年金保険に加入するか国民健康保険・国民年金に加入します。



それぞれの年収の壁について解説しましたが、一覧にすると下表の通りとなります。

被扶養者の年収	被扶養者（扶養される側）			扶養者（扶養する側）	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	不要	不要	不要	対象	なし
100万円超	発生			発生	条件を満たす場合発生
103万円超					
106万円以上					
130万円以上		発生 (60歳以上や障害者の場合は180万円以上)	控除額の縮小 (世帯主の所得税・住民税が増税)		
150万円超					
201万円超		なし			

■ 年収の壁・支援強化パッケージについて

政府は、短時間労働者が年収の壁を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととしています。

政府が支援の対象としているのは、上述の年収の壁のうち、**2.社会保険に関わる「106万円の壁」と「130万円の壁」の2種類**となります。

1. 「106万円の壁」への対応

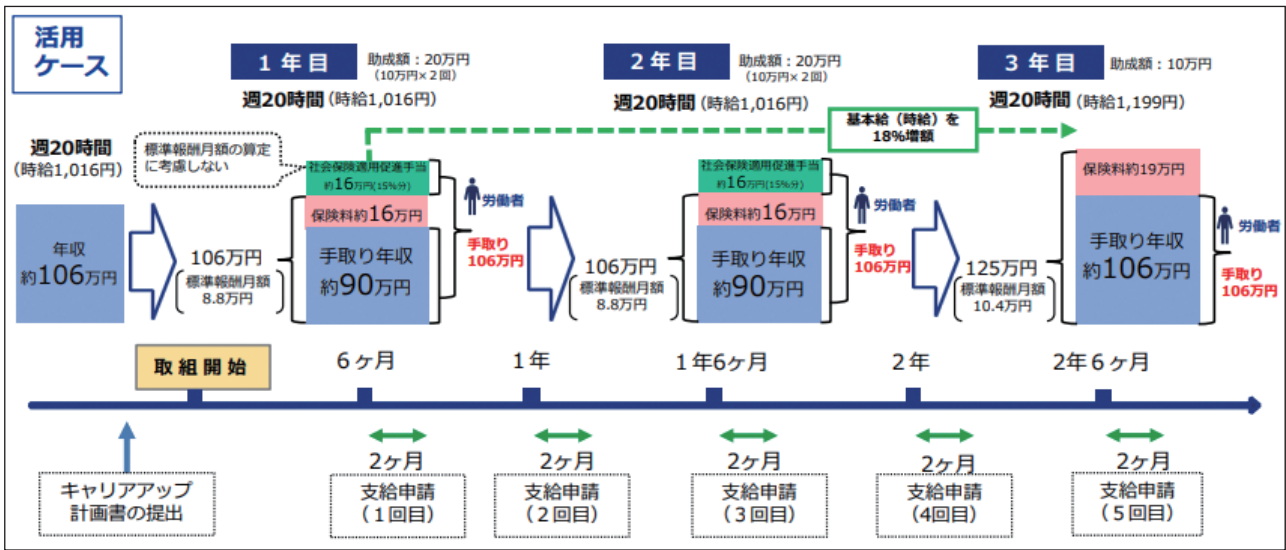
(1) キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の新設

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースです。

① 手当等支給メニュー

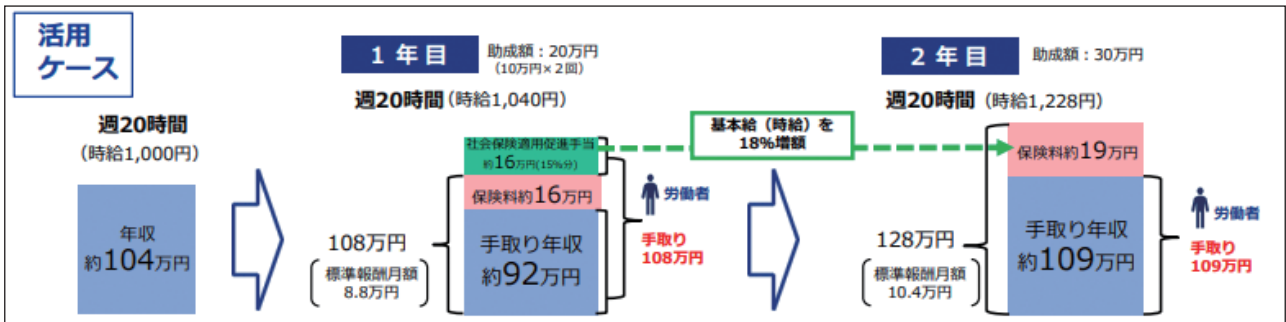
事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金（基本給）の18%以上を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)



出典：厚生労働省

2年目に前倒して③の取組(賃金の増額の場合のみ)を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成(30万円)されます。



出典：厚生労働省

② 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。

以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円(大企業の場合は22.5万円)を支給します。

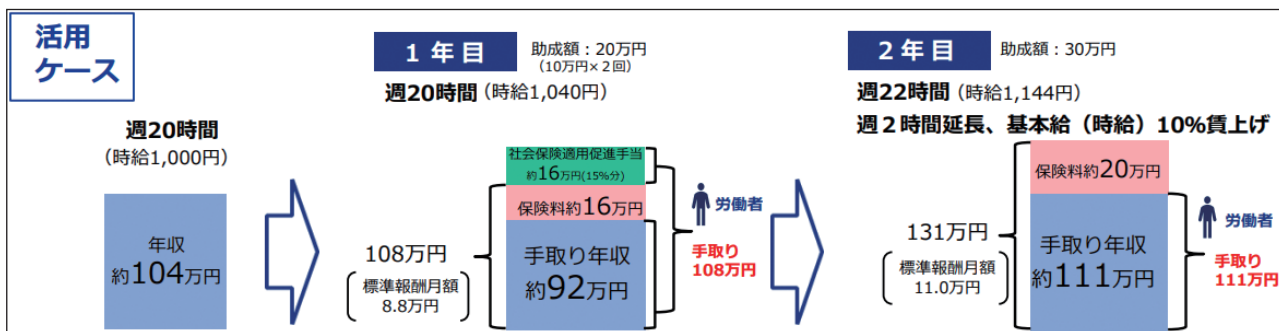
	所定労働時間の延長	賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	左欄の取組を 6か月間継続した後 2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満	5%以上		
③	2時間以上 3時間未満	10%以上		
④	1時間以上 2時間未満	15%以上		

③ 併用メニュー

上記①手当等支給メニューと②労働時間延長メニューを併用して取り組んだ場合の支給額は右図の表となります。



	要件	申請時期	1人当たり助成額																
1年目	賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)																
2年目	上記の取組を行った上で、以下のいずれかの取組を行うこと		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所定労働時間の延長</th> <th>賃金の増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>4時間以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3時間以上 4時間未満</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>2時間以上 3時間未満</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>1時間以上 2時間未満</td> <td>15%以上</td> </tr> </tbody> </table>		所定労働時間の延長	賃金の増額	①	4時間以上	—	②	3時間以上 4時間未満	5%以上	③	2時間以上 3時間未満	10%以上	④	1時間以上 2時間未満	15%以上	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
				所定労働時間の延長	賃金の増額														
	①			4時間以上	—														
	②			3時間以上 4時間未満	5%以上														
③	2時間以上 3時間未満	10%以上																	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上																	



出典：厚生労働省

本助成金の支給を受けるためには、キャリアアップ計画書の提出が必要となります。令和5年10月1日に遡及適用することから、令和5年10月から令和6年1月までの間に手当の支給等を就業規則に規定する等の措置を講じた場合には、事後的に令和6年1月31日までにキャリアアップ計画書を提出する必要があります。

なお、令和6年2月1日以降に手当の支給等の取り組みを始める場合には、取り組みを開始する前日までに、キャリアアップ計画書を管轄の労働局に提出してください。

【申請スケジュールの例】(給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合)

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	
社会保険加入時期	社会保険加入			社会保険加入												
キャリアアップ計画書	★				★				★				★			
支給対象期	★				★				★				★			
申請期間	★				★				★				★			
注	★				★				★				★			

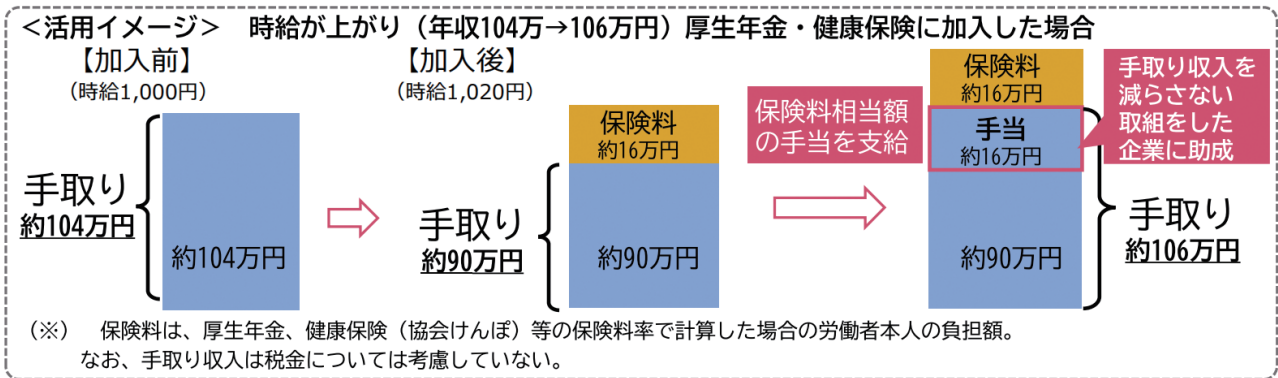
令和6年1月31日までに提出(特例期間)

★ 給与・手当の支給

出典：厚生労働省

(2) 社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



出典：厚生労働省

キャリアアップ助成金に関する情報はこちらから

URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



社会保険適用促進手当に関するQ & Aはこちらから

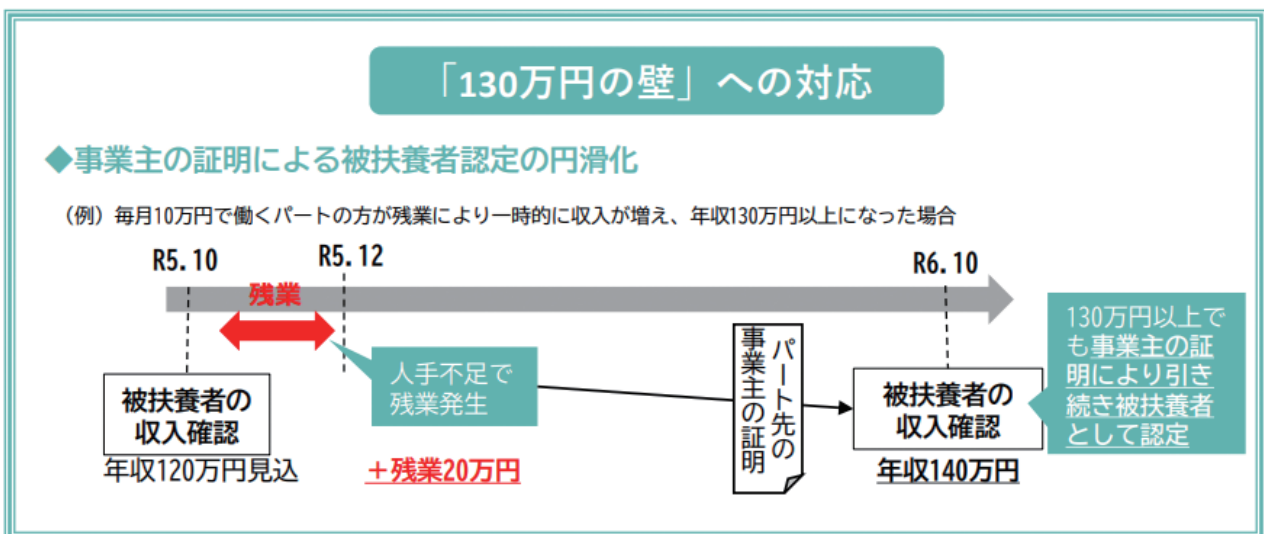
URL
<https://www.mhlw.go.jp/content/001163156.pdf>



2. 「130万円の壁」への対応

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みを作ります。



出典：厚生労働省



**【Q&A】今回の措置は、どのような方が対象となるのでしょうか。
配偶者（国民年金の第3号被保険者）に限られますか？**

今回の措置の対象は、配偶者（国民年金第3号被保険者）だけではありません。社会保険の被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方は、今回の措置の対象外となります。

事業主の証明による被扶養者認定に関するQ&Aはこちらから

URL
<https://www.mhlw.go.jp/content/001163139.pdf>



3. その他（配偶者手当への対応）

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等、わかりやすい資料を作成・公表しています。

見直しの具体例として、配偶者手当の廃止（縮小）の代わりとして、基本給の増額や子ども手当の増額、資格手当の創設に加え、配偶者手当の収入制限の撤廃を挙げています。

なお、「配偶者手当」を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、労働契約法、判例など^{※2}に加え、企業事例などを踏まえ、以下に留意する必要があります。

- ▶ ニーズの把握など従業員の納得性を高める取り組み
- ▶ 労使の丁寧な話し合い・合意
- ▶ 賃金原資総額の維持
- ▶ 必要な経過措置
- ▶ 決定後の新制度についての丁寧な説明

※2 就業規則により「配偶者手当」を含めた賃金制度の変更を行う場合には、労働契約法の規定等の関係法令や判例も踏まえた対応が必要となります。

企業の配偶者手当の在り方の検討に関する情報ははこちらから

URL
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>



発展のために

施工技術の

長寿命化と

建物の



画像は組合ホームページより引用



理事長 幸野洋二氏

私たちは日々の暮らしの多くを建物という空間の中で過ごしています。建物が建ち並ぶ街で何事もなく生活できる陰には、安全で快適な暮らしを守るために建物の機能を維持し続けている立役者が存在します。

今回、建物の長寿命化に挑戦し続ける鹿児島県外壁改修・補修工事業協同組合を訪問し、幸野洋二理事長にお話を伺いました。

■ 設立の経緯

日本では、高度経済成長期に積極的な設備投資が行われ多くの建築物が誕生しましたが、時が経つにつれて老朽化が進みました。一方で、老朽化への対応は、塗装をすることで美観を保つことができるという考え方が一般的で、保全という視点が不足していました。

そのような中、30数年前に他県で集合住宅の外壁の剥落により、近くに立っていた親子2人が死亡するという痛ましい事故が起きました。このような絶対に起こしてはならない事故を無くすためにも、外壁には美観だけでなく安全性を強く求められるようになり、補修・改修の重要性が高まりました。

そこで、美観を保つという従来の塗装工事の考え方とは一線を画し、安全性を担保できる真の専門家集団を作ろうという考えのもと、優れた技術力を提供するために建物の補修・改修の実績と経験をもつ事業者が結集したことが本組合の始まりです。

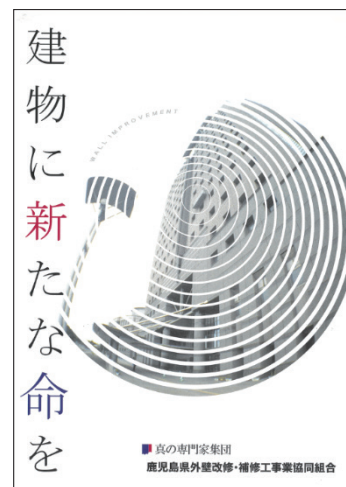


■ 組合の事業

組合の強みは、高度な劣化診断調査、的確なプラン作成、確実な施工・管理・アフターメンテナンスに至るまで、選りすぐりの組合員が存在することです。その組合員が確かな技術力と豊富な実績を駆使し、建築物の資産価値の向上を通じて人々の生命と財産を守っています。

組合では、共同受注として定期的に官公庁を回り、パンフレットをもとに組合員が持つ高い技術力をPRすることで組合員の受注機会確保に取り組んでいます。

また、この高い技術力をサポートする高品質の資材を共同購買したり、組合員の施工後には共同検査したりと、1つ1つの事業をそれぞれ単独で行うというよりも複数の事業をうまく掛け合わせることでより効果的に技術維持・向上を図り、組合員の経営強化につなげることを意識しています。



組合パンフレット

■ ノンネットガードU工法

組合では、建物の安全性を長期間保つ予防保全を目的とした外壁剥落防止工法「ノンネットガードU工法」を採用しています。

安全性に関して理論的に整合性があることはもちろん、工期短縮や省人化を実現する工法であり、すでに採用事例はありますが、今後ますます需要が高まると期待しています。

なお、本工法は有資格者しか施工することができませんが、組合員全員が本工法の施工技術者として認定されています。



ライセンス講習会の様子

【本工法を採用するまでの経緯】

□ 「事後保全」から『予防保全』への流れ

外壁は、平たく言うとコンクリートの上にタイル張りやモルタル塗りをして塗装がしてありますが、モルタルの粘着力が落ちて外壁が浮き剥落します。

以前は、建物を調査診断して判明した劣化部位を改修・補修する事後保全の体制でしたが、特に官公庁では一度費用を投じると10年から15年ほど手を入れられない中で、当初調査時に健全だった他の部分が劣化する可能性があり不安が募るという問題に直面しました。

そこで、予防保全の観点で長期的に外壁の剥落を防止する工法がないかということで、まずピンネット工法が開発されました。本工法は、外壁をT字型のピンで留め、その上にネットを張って1枚の連続した壁にするというもので、10年という保証が出せるようになり外壁補修の主流になっていきました。

後に開発される「ノンネットガードU工法」もこの予防保全の流れを汲んでいます。

組合インタビュー

□業界の根源的問題『人手不足』への対応

ピンネット工法が優れた工法である一方、ネット張りは左官工、ピンネット後の塗装は塗装工といったように多岐にわたる職型が必要でした。そのため、業界の一番の悩みである人手不足という問題が表面化し始めると、工期が集中した際にお客様のニーズに応えられないという不安を抱えるようになりました。

長期的な外壁の剥落防止機能を維持しつつ、人手不足の問題を解消するという側面から開発されたのが「ノンネットガードU工法」です。本工法でもピンは打ちますが、驚異的な塗膜強度と性能を持つ塗材を使用することでネットを張る必要がありませんので、左官工が不要になります。

また、この工法自体が仕上げを兼ねているため塗装工も不要となります。つまり、私ども防水工だけで工事を完結でき、工期短縮と省人化を実現できます。

こうした工期短縮と省人化がもたらすコスト削減効果により、お客様に対しても従来よりも低コストでの建物の長期保持を考慮したライフサイクルの提案ができるようになりました。



出典：鹿児島県外壁改修・補修工事業協同組合ホームページ「カタログはこちら」

■ テレビCMの活用

「ノンネットガードU工法」を組合の看板として打ち出していこうと組合内で意思統一が図られる中で、本工法をもっと世間に周知させる必要があるのではないかと意見がでました。その意見を発端にどのような方法があるか協議した結果、費用はかかるが電波媒体が世間に最もインパクトを与えることができるのではないかと意見で一致し、令和5年7月から12月までスポットのテレビCMを放映しています。

多くの方々の目に触れてもらいたいとの思いがありましたので、視聴者が多い高校野球の時間帯を狙って7月から開始しました。現在は大体21時のニュース前に放映しています。

なお、放映後は有難いことに多くの問い合わせをいただき、新たな受注につながることを期待しています。また、CMを見て組合に加入したいという事業者も現れており、業界の発展にもつなげたいと考えています。

《下記 URL で視聴可》

<https://www.youtube.com/watch?v=lOEaeUtH5Oc>





■ 今後の展望

業界の将来を考えると先が見えないというのが現状です。

日本全体で少子高齢化が進展するなど経済規模が縮小し、生産人口も減少する中で今後大きな建設投資は望めません。ただし、新しい建物はできなくなる一方で、今ある建物を出来るだけ長く使いたいというニーズが高まる可能性はあります。

建物の長寿命化は、私どもがまさに一番活躍できる分野です。建物も人間の身体と同様にどこかに異常がある前に症状を出しますので、症状をタイムリーにキャッチし、ニーズにあった提案ができるように努めなければなりません。

その中で、組合員が必要な技術を習得・研鑽し、真の専門家集団として違いを生み出していきたいと考えています。

また、人材不足への対応も不可欠です。様々な業界でAI化や機械化による省力化に向けた取り組みが進められていますが、私どもの業界ではなかなか進んでいません。こういった省力化に向けた取り組みに加え、多様な人材の活用等、人材確保に向けた取り組みにも目を向ける必要があります。

来年には組合創立20周年を迎えますが、組合員においては経営者の代替わりが進む時期にきています。後を継ぐ経営者が業界の未来に明るいものを感じ、事業を継続していけるように支援することも組合の重要な役割だと感じています。

鹿児島県外壁改修・補修工事業協同組合	
代表者	代表理事 幸野洋二 (株式会社南防 取締役会長)
設立年月日	平成16年4月
組合員資格	建設業法第3条に基づく建設業許可(防水工事業)を有し、外壁改修工事業を行う事業者
組合員数	20人
所在地	鹿児島市紫原四丁目19番10号
主な事業	<ul style="list-style-type: none">●外壁改修工事、耐震補強工事及び外壁の調査・診断の共同受注●資材の共同購買●外壁改修工事及び耐震補強工事の共同検査●教育及び情報の提供 など
電話番号	099-253-1200
ホームページ	https://xn--d5q44pjhx0lx17h.com/ 

取材
後記

見えないところで仕事をして建物を守る「日陰の仕事」という言葉が印象に残りました。取材を通じて、私たちの生活の根幹を守る、まさに木の根のような、なくてはならない存在であると強く感じました。



地元にも愛される 新たな特産品を目指して



有限会社浜崎蒲鉾店
代表取締役 濱崎 創 氏

有限会社浜崎蒲鉾店

鹿児島県蒲鉾協同組合の組合員である有限会社浜崎蒲鉾店は、東シナ海に漁場を持つ港町「いちき串木野市」で、創業75年の歴史を持つ会社です。

オリジナル商品「サラミ風蒲鉾^{うお}魚っち」が「2020かごしま県新特産品コンクール」において「鹿児島県観光連盟会会長賞」を受賞しました。また、ものづくり補助金を活用し、同商品の増産体制を確立する設備導入を行う等、積極的に事業を展開しています。

■ 創業からのあゆみ

昭和23年に創業し、私は3代目です。創業当時は、旧串木野地区の商店街に販売店・工場があり、すぐ近くの自宅の一階を作業場として使っていました。私が小学生の時は、学校が終わると、遊びに行っていたのを思い出します。串木野港が近かったので、父と水揚げを見に行ったり、揚がった魚を捌いたりするのが好きでした。

当時は小売りと鹿児島空港をメインとした卸売りが中心でしたが、現在ではお客様との接点を大事にしたいという思いから、卸販売は当時よりも大幅に縮小し小売りをメインとしながら営業しています。





平成5年には、現在の場所に販売店・工場を移転しました。近隣の工業団地内に移転することも検討しましたが、国道3号線沿いの車通りが多いところに店を構えることで、お客様との接点が増えるのではないかと考え、こちらに決めました。大きな看板と広い駐車場を構えてお客様をお迎えしています。

つけ揚げ・蒲鉾といった練り物の消費量が年々減少していることに危機感を覚え、先代の父の時代から様々な商品の開発や既存商品の改良等をおこなってきました。



店舗内の様子

■ 年間販売本数9万本突破！鹿児島県の新特産品へ

平成27年に開発した「サラミ風蒲鉾^{うお}魚っち」(以下、魚っち)は、食感の異なる2種類の蒲鉾をベースに、具材の旨味と蒲鉾を組み合わせた商品です。魚食離れが進む若い世代に食べてもらいたいとの想いで、開発しました。

令和2年11月に行われた『2020かごしま県新特産品コンクール』において「鹿児島県観光連盟会長賞」を受賞し、「新しい鹿児島の特産品」に認定されました。

この他にも、「平成29年度鹿児島県漁業振興大会 第51回水産物品評会 水産庁長官賞」、「日本ギフト大賞2021鹿児島賞」等、数々の入賞を果たしています。

切って盛り付けるだけでお酒のお供はもちろん、お弁当やご飯のおかずとしても好評いただいています。



サラミ風蒲鉾 魚っち

■ 商品開発のこだわり

魚っちを開発したきっかけは、既存の機械でソーセージの様な円柱状の商品が作れることを機械メーカーの方から教えていただいたことでした。ビニール包装で密封に近い状態を作ること、蒲鉾の課題である長期保存が可能になると判断し、本格的に取り組み始めました。

ソーセージの様な味わいの蒲鉾というこれまでに無い味を出すにあたり、従業員の発案でブラックペッパーとニンニクの風味が効いたスパイスを使用しました。

1番のこだわりは、2種類の蒲鉾による食感の違いを出すことです。様々な製法や切り方を試行錯誤する中で、今の製法が確立されていきました。通常、蒲鉾では「すわり」の工程で、40℃位の温度で短時間で蒸すのが主流です。



コリッとした食感を生み出す揚げ蒲鉾「クルトン」

鹿児島県の元気を発信！がんばる中小企業

しかし、「魚っち」に入っている揚げ蒲鉾「クルトン」は、低温で一晩寝かせることで独特の食感を実現しています。寒い地域で行われる製法の一つで、鹿児島ではなじみがないものですが、挑戦してみました。

商品名は、発売当初は「魚ハム」としていましたが、キャッチーな名前でも若い世代にも興味をもってほしいとのことで、開発当時に親戚の子供たちが夢中になっていたアニメからインスピレーションを得て先代が発案しました。

■ 増産体制の構築

魚っち販売後、口コミで徐々にファンが増えていきました。リピーターの方がお歳暮・お中元用に購入してくださることも増えました。

また、毎年12月は、さつま揚げ等の他の商品も製造量が増える時期で、従業員の時間外労働や休日出勤に頼らざるを得ず、従業員への負担が非常に大きくなっていったため、どうにかしなければという思いがありました。

既存設備では限界があると考え、令和3年にもものづくり補助金を活用して、ボトルネックとなっていた充填から袋のカットまでの工程を手作業から機械化しました。

その結果、効率的な生産体制が構築できただけでなく、品質面での効果もありました。たとえば、充填時の圧力が一定となったことで、全体にクルトンが均一に入り、食感が安定したこと等があげられます。

■ コロナ禍、地元の方々から広がった人気

増産体制が整いしばらくたった頃、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により県外への移動制限が発表されました。その頃、鹿児島テレビの「鹿児島わが町自慢」という番組で弊社が位置する「いちき串木野市」が紹介されました。コロナ禍で閉塞感がある中、「地元で楽しみをみつけよう」とする方々向けに、飲食店や観光スポットを回るプランを紹介する内容で、弊社も紹介いただきました。

魚っちという商品名からもお分かりいただけるかもしれませんが、弊社は身近な商品作り・入りやすい店舗づくりを心掛けてきました。テレビ出演をきっかけに、たくさんのお客様に知っていただき、立ち寄っていただけられるようになったのはとても嬉しいです。現在、来店者の8割は魚っちを購入していただけるほど大人気商品となっています。

目標は、いちき串木野市の皆さんに魚っちを知ってもらい、県外の方からいちき串木野市の特産品を聞かれたら、魚っちといってもらえるようになることです。魚っちは、スポット的に県外の特産品展で販売する以外は、県外での卸売は行っていません。いちき串木野市に来た方にお土産として買っていただきたいからです。魚っちを買うために弊社に来ていただく、そして、地元で食事や買い物を楽しんでいただく等、人が集まる起爆剤になりたいと考えています。



店舗外観
国道3号線沿い・串木野 IC 近く



■ 今後の展望

良い商品づくりを行い、適正価格で売り出すことが店を続けていく上で重要だと考えています。そのためにも、お客様を飽きさせない商品作りをしていきたいと思っています。

今年で、創業から75年を迎えましたが、トライ&エラーの精神で魚っちに続く新商品開発や既存商品の改良を続けています。その一環として、近い将来、鹿児島市内に魚っちと「おつかま※」の専門店を作る計画を考えています。

※新商品「おつかま」とは

「毎日おつかまさまです、毎日頑張るあなたに最高のだいやめ時間を」というコンセプトのもと、蒲鉾を乾燥させ、うまみを閉じ込めたオリジナル商品です。ドライフルーツから発想を得た商品で、全国初の製法により製造しています。蒲鉾の弱点である要冷蔵を克服し、常温持ち運びが可能な商品です。



常温で持ち運びが可能
新商品「おつかま」

■ 会社概要

有限会社浜崎蒲鉾店	
代 表 者	代表取締役 濱崎 創
設 立 年 月 日	昭和23年5月
所 在 地	鹿児島県いちき串木野市三井3092
事 業 内 容	さつま揚げ・かまぼこ製品の製造販売
電 話	0996-32-2229
ホームページ	https://e-hamasaki.co.jp/

取
材
後
記

取材に伺った際も老若男女のお客様が入れ替わり来店されていました。様々な食品から着想を得て試行錯誤を繰り返す企業努力が、「わざわざ足を運んで買いたい」という商品作りに繋がっているのだと感じました。



指導員が行く!

組合イベント探訪記



生き物たちを育む原生林 照葉樹の森 指定管理者：かのや緑化協同組合

「指導員が行く! 組合イベント探訪記」は、中央会指導員が一般のお客様と同じように組合イベントに参加したリアルな体験談をご紹介します。

令和5年度第3回目となる今回は、鹿屋市の造園工事業者及び緑化樹の生産業者で組織されている「かのや緑化協同組合」が鹿児島県から指定管理を受託している「照葉樹の森」を訪れましたので、森の魅力と組合の取り組みについてご紹介します。

私が伺いました



連携情報課 山崎

■ 指定管理者制度と組合の取り組み

指定管理者制度は、平成15年9月2日施行の地方自治法の改正により、地方自治体の公の施設をより効率的・効果的に管理運営するために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された制度です。

当組合は、平成15年に設立し、設立の目的である共同受注事業を実現させるべく、平成18年から鹿児島県の「照葉樹の森」の、平成20年から鹿屋市の15の公園施設の指定管理者として、管理・運営に取り組んでいます。

その他にも、鹿屋市の公共施設の植栽管理を受託する等、設立以来、組合員や職員が一丸となって実績を積み重ねています。



組合が管理している公園施設の一つである「小塚公園」



■ 照葉樹の森

「照葉樹の森」は、大隅半島南部に位置し、「森林生態系保護地域」をはじめ、「自然環境保全地域」「天然記念物」の指定を受けている貴重な森林です。

敷地は大隅半島の南部、稲尾岳・木場岳一帯まで広がり、タブノキ、イスノキ、アカガシが原生の姿をとどめる西日本最大級の照葉樹林となっています。

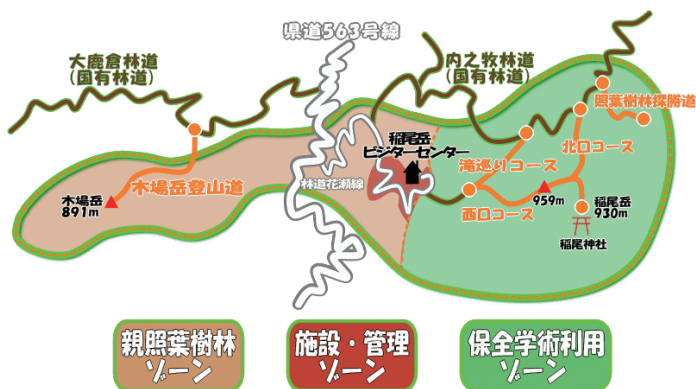
照葉樹林の保護・再生・活用をテーマに、豊かな自然に触れながら学習できる施設として、登山道や学習施設（稲尾岳ビジターセンター）、キャンプ場等が整備されています。



照葉樹とは？



常緑広葉樹の一種で、年間を通じて青々とした葉を茂らせており、葉の表面の照りが強いことが特徴です。



■ 野外活動学習「稲尾岳登山」

照葉樹の森では、「稲尾岳登山」「木工クラフト体験」「クワガタ飼育体験」など様々な野外活動学習を行っています。今回は、原生林が織りなす大自然をダイレクトに感じるべく「稲尾岳登山」を体験しましたので、その模様をご紹介します。

案内してくれたのは稲尾岳ビジターセンターの東所長

東所長は、組合が施設の指定管理者となった当初より職員として勤めており、鹿児島県グリーンマスターの認定を受け、森林指導者のエキスパートとして活躍されています。

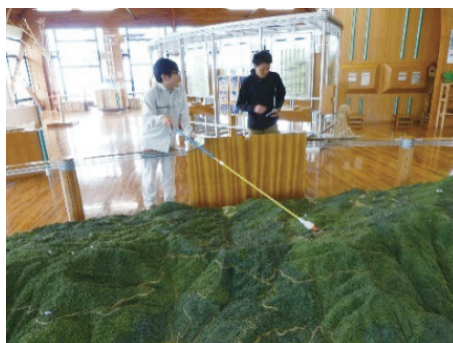


森をこよなく愛する東所長

ビジターセンター～遊歩道～登山道西口

野外活動に向かう前に、ビジターセンター内のジオラマでコースの予習を行いました。

このジオラマは、照葉樹の森一帯を再現したのですが、とても精巧に作られていて、これから歩く道のイメージに役立ちました。



ビジターセンターでコースの予習

「森の中よりも、林縁部(道路沿い等)の方が様々な植物を観察できる」と所長が説明されたとおり、登山道に向かう途中には、珍しい植物が多く自生していました。

例えば、鹿児島県南部以南にのみ分布するヘツカリンドウや苦みで有名なセンブリ等、様々な植物のありのままの姿を観察することができます(ヘツカリンドウは自生箇所が少なく、少し離れたところに案内していただきました。)



ヘツカリンドウ

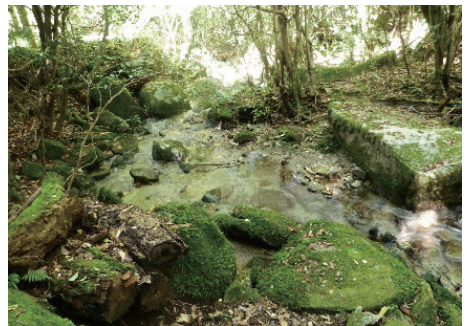
登山道西口 ~ 清流ゾーン

登山道に入ると、頭上は青々とした緑で覆われます。まさにジブリ映画の「もののけ姫」を彷彿とさせる景色が広がっていたため、木霊こだまを探してみたのですが、残念ながらその姿を見ることはできませんでした(笑)。

しかし、我々は運よく大変珍しい生物に出会うことができました!

なんと、絶滅危惧種に分類されているオオスミサンショウウオです! 発見は季節的に難しいかもしれないとのことでしたが、運よく出会えることができました。

水面の反射で撮影が難しかったのですが、所長のアドバイスをもとに、スマートフォンのカメラを水中に入れて撮影したところ、その姿を捉えることができました。



登山道近くの清流



オオスミサンショウウオ

清流ゾーン ~ 自然石展望台

清流ゾーンを過ぎて間もなくすると、背の高い樹木が少なくなってきました。

「このあたりになると、標高が高く、風も強くなるため、環境に適応した植物が多くなる」と説明いただきました。

右の写真は自然石展望台に続く道ですが、人ひとりが通れるほどの緑のトンネルになっていました。人間や動物が歩くことでトンネルのような道が自然と出来上がるそうです。



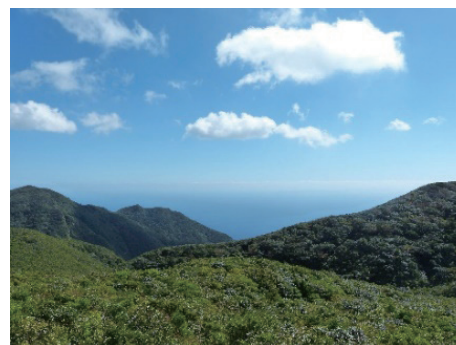
トトロの道とも呼ばれているとか…



緑のトンネルを抜けると、遂に今回のコースの終着点、自然石展望台に到着しました。

この日は天候もよく、おぼろげながら海の向こうに種子島を確認することができました。

自然石展望台で軽い昼食を取った後、後ろ髪をひかれる思いで山を下りましたが、様々な植物や動物に出会うことができ、大変有意義な自然学習で、心身のリフレッシュになりました。



自然石展望台からの眺望

<野外活動学習 稲尾岳登山「自然石展望台」コース>

推奨年齢	6歳以上 (小学1年生以上)
距離と所要時間	約3,000m/約120分

■ その他の野外活動学習

稲尾岳登山以外にも、照葉樹の森では、年間を通して様々な体験学習を行っています。

「木工クラフト体験」では、ストラップや小物入れ、腰掛け等、テーマに応じた木工品の製作を体験することができます。

また、毎年7月に開催される大人気のイベント「クワガタ飼育教室」では、クワガタの探し方や捕まえ方、飼育における注意点などについて学習することが可能です。

その他にも「月例登山会」、「自然体感ウォーキング」等も開催していますので、ホームページでイベント内容をご確認いただき、参加してみたいはいかがでしょうか。

なお、イベントには定員がございますので、早めのご予約がおすすめです。

稲尾岳ビジターセンター

住所：肝属郡錦江町田代麓久木野5166-647

電話番号：080-6417-6518

アクセス：桜島港から車で120分

垂水港から車で90分

南大隅町(旧根占町)から車で40分

開園時間：8時30分～17時00分

12/29～12/31を除き年中無休

ホームページ：<https://www.omega.ne.jp/shouyouju/>

イベント情報はここから
(照葉樹の森HP)



かのや緑化協同組合(指定管理者)

代表者:代表理事 右田 顕一

住所:鹿屋市笠之原町2957-1

ホームページ：<https://www.omega.ne.jp/kanoya-ryokka/>

取材
後記

もともと登山やアウトドア等が好きでしたが、動植物について知識を持って自然と触れ合うことで、更に楽しむことができました。

キャンプ場もご紹介いただいたので、今度は個人的に利用したいと思います。

かごんまわっぜかフェスタ '23を開催 ～鹿児島県中小企業団体中央会青年部会～



10月21日（土）、鹿児島市天文館の天神おつきやぴらも～るにおいて、本会青年部会及び本会主催による「かごんまわっぜかフェスタ '23」を開催しました。

この取り組みは、青年部会の会員が取り扱っている商品・技術・サービス等を持ち寄り、会員間はもとより、広く一般に向けてPRすることを目的としており、今回で19回目となります。

アーケード内に設置されたブースでは、訪れた人々が作成体験や展示、試乗などを通じて、様々な業界の取り組みに触れました。

堂園春樹 会長（鹿児島県漬物商工業協青年部会）は、「フェスタに参加した子供たちが、様々な業界のことを知り、将来働いてみたいと感じてもらえたら幸いです。」と挨拶しました。

当日は子供連れをはじめ多くの来客がありました。



【出展会員一覧】

青年部名	出展内容
南日本新聞南伸会	ワークショップ「新聞を使ったコラージュ川柳」、みなみコラージュ川柳コンテスト優秀作品の展示
鹿児島県自動車整備振興会青年部会	ミニ四駆レースで電気自動車を学ぼう！
鹿児島電気工事業協青年部会	ソーラーカーの製作、イライラ棒の展示と体験
鹿児島県漬物商工業協青年部会	クイズに答えてつけもんゲットだけ！！
鹿児島県建設業青年部会	ユンボ・高所作業車の試乗、土石流及び石橋（アーチ）の実演、ユンボによるお菓子すくい、テトラポットの製作体験
鹿児島県生コンクリート(工)青年部会	ミキサー車の展示・試乗、ノベルティプレゼント



レディース中央会全国フォーラム in 岡山に参加 ～鹿児島県中小企業団体中央会女性部会～



11月1日（水）、岡山県岡山市のホテルグランヴィア岡山において、全国中小企業団体中央会・全国レディース中央会主催、岡山県中小企業団体中央会・岡山県ものづくり女性中央会共催による「レディース中央会全国フォーラム in 岡山」が開催されました。

本フォーラムは、組合女性部等の特色ある取組みや中小企業の経営者として活躍する女性の具体的な取組事例を紹介し、意見交換や研究討議等を通して女性経営者の資質向上や組合女性部の組織化・発展等に資することを目的に毎年開催されており、全国の中小企業の女性経営者等が約300名参加し、本県からは、本会女性部会会員8名が参加しました。



全国レディース中央会吉田会長による挨拶

◆今年のテーマは「『つなぐ』～歴史を・価値を・ドラマを次の時代へ～」

フォーラム1コマ目は倉敷美観地区にある大原美術館の代表理事の大原あかね氏による「過去の歴史と明るい未来の結実点としての現在」と題した基調講演があり、大原家が代々つないできた地域を支える社会貢献の精神や今後の展望について学びました。

2コマ目前半はダイヤ精機株式会社 代表取締役の諏訪貴子氏による「町工場の娘～主婦から社長になった2代目の10年戦争～」と題した講演、藤原加奈会長をはじめとする岡山県ものづくり女性中央会の役員がパネラーとして登壇したパネルディスカッションと、充実した内容で行われました。

フォーラム終了後は岡山県ものづくり女性中央会主催で交流懇親会が開催され、地元音楽ユニットによる演奏等で盛り上がりしました。

◆来年の開催地は鹿児島！～次期開催県 PR を行いました～

来年度の全国フォーラム開催地は鹿児島です。交流懇親会終盤では、本県女性部会が舞台上がり、次期開催県としてPRを行いました。鹿児島県PR動画「Breathtaking Kagoshima ～心奪われる鹿児島～」を上映した後、森清美会長が鹿児島の魅力をアピールし、「皆様に楽しい時間を過ごしていただけるよう、会員一丸となって準備を進めてまいりますので、来年ぜひ鹿児島にお越しください。」と呼びかけました。

また、交流懇親会の席上には、女性部会会員である富士屋製菓（有）に協賛いただき、地元の特産品を使った飴をお土産として配布しました。



交流懇親会における次期開催県PR



岡山の皆さんと並んでお見送り



富士屋製菓(有)協賛のお土産

令和6年度レディース中央会全国フォーラムin鹿児島

【日 時】 令和6年11月7日(木)を予定 【場 所】 城山ホテル鹿児島

当日は基調講演、交流懇親会のほか、会場付近で物産展も予定しております。

翌日は鹿児島の魅力を満喫できるエクスカージョンの企画を予定しております。

女性部会会員一同、力を合わせて取り組んでまいりますので、ご協力よろしくお願いたします！
会員も随時募集中ですので、お気軽にお問合せください♪

中央会が事業再構築補助金の申請を支援します！

～中央会「稼ぐ力」プロジェクト～

鹿児島県中央会では、中小企業組合や中小企業の「稼ぐ力」の向上を目的として、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を後押しします！

中小企業診断士の資格を持つ中央会職員が複数名で、相談をお受けし、補助金申請に向けた伴走型の支援を行います。

- 事業再構築補助金全般に関する相談
- 新規事業が申請要件へ合致しているか否かの判断
- 申請書のブラッシュアップ 等

補助金申請をご検討の方は、鹿児島県中央会（担当者：椋、瀧田）までお問い合わせ下さい。

※補助金申請には時間を要しますので、お早めのご連絡をお願いします。

※当会の判断で支援対象とならないケースもございますので、予めご了承下さい。

※事業計画等の作成自体を当会が代行するものではありません。

事業再構築補助金

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

組合トピック

鹿児島県火災共済協同組合が創立70周年を迎える ～記念祝賀会を開催～

鹿児島県火災共済協同組合（小正芳史理事長）が創立70周年を迎え、10月20日に記念祝賀会を開催しました。

同組合は、前身の「鹿児島県共済商工協同組合」として昭和28年に設立され、昭和34年に現在の名称に変更し、現在にいたっています。

小正理事長からは、「平成初期の度重なる台風被害により当組合の財政は危機的状況に陥ったが、まごころ共済の推進によりV字回復を実現することができた。代理店の皆様方や歴代役員職員の尽力に感謝しながら、引き続き県民の安心・安全に貢献していきたい。」と挨拶がありました。



開会の挨拶をする小正芳史理事長

また、組合のこれまでの歩みが紹介され、現在、新会館建設に取り組んでいることや70周年を記念した組合のロゴマークを作成することの報告がありました。

歓談中の余興では、奄美島唄の魅力を発信する「あまみ^{つらぎんちゆう}紬人」による島唄が披露され、祝宴に華を添えました。



出席者全員による記念撮影

中小企業こそリスクへの備えを！ 事業継続力強化計画から始める リスクマネジメント



有限会社蘭田経営リスク研究所
代表取締役／中小企業診断士

蘭田 恭久

■ 事業継続力強化計画作成のすすめ

第1回において、事業継続力強化計画(通称ジギョケイ)認定制度(経済産業大臣認定)が始まったことや、この計画は単独型と、連携型の2種類があることを説明しました。第2回では、単独型の事業継続力強化計画作成のポイント等について解説しました。

今回の第3回目では、連携事業継続力強化計画(以下、状況に応じて「連携型」と記載)について説明します。

■ 連携事業継続力強化計画について

災害対策として、「自助」・「共助」・「公助」という言葉があります。大規模災害の場合「公助」はタイムラグや支援の限界があります。そこで事業者自らが取り組む「自助」と「共助」が有効となります。

単独型は「自助」、連携型は「共助」を目指すものです。大規模災害の場合、「自助」の備えの限界があります。それを補うのが「共助」の仕組みです。

また、連携型構築を通して連携企業間の危機管理意識の共有・醸成にも寄与します。

以下に、連携事業継続力強化計画の連携のパターンを示します。

- 組合等を通じた水平な連携
- サプライチェーン同士の垂直連携
- 同一地域で共に助け合う面的連携
- グループ企業でのグループ企業連携
- 協力企業と共に作る協力型連携
- 外注企業と共に作る協力型連携
- 代替生産等の有事を想定した連携協定に基づく連携

単独型、連携型を作成する目的が違うことから、企業や組合等においては単独型と連携型を2種類作成するところもありますが、その逆のパターンもあります。

また、連携型のパターンを変えて複数(例えば組合での連携とサプライチェーン企業間の連携など)作成するところもあります。

以上のように、意識の高い企業や組合における事業強靱化に向けた防災や減災への取り組みは、様々なスタイルでの柔軟かつ効果的な仕組み作りへの進展につながっていると感じます。

■ 組合での連携型の取組みのすすめ

連携型の作成にとっても有効と考えられるのが、組合とその組合員企業による連携事業継続力強化計画の作成です。

以下にその有効性や取組み事例の紹介を行います。

- そもそも志を同じくする連携体であり、相互扶助の精神に基づく理念がある
- 取り纏めを行う機関(幹事企業)として組合事務局があり、計画作成の体制がしやすい
- 人員の融通、車両・倉庫等の相互利用、機材・設備等の共同購入
- 代替生産や代替サービス、原材料の融通
- 電源・備蓄品の共同管理
- 行政や金融機関との交渉力・情報発信力の強化
- 地域経済の発展・雇用の維持
- 青年部(後継者の会)が組合や自社の事業継続、社会的意義をふまえて検討を行う
- 組合で連携型を作り、ひいては個々企業のBCP策定に繋げる

■ 連携事業継続力強化計画の作成の特長と支援制度

連携型は2社以上が連携して1つの計画書を作成して国への認定申請を行います。当然ながら、認定を受けると申請を行った連携企業全てが認定企業となり、ロゴの使用や補助金申請時の加点等の特典が認められます。

ただし、連携企業間の取組みの進め方等を企業間で調整しながら作成を進める必要があります。

そこで中小企業基盤整備機構(国の中小企業支援機関)では無料の専門家派遣制度を進めており、鹿児島県中小企業団体中央会と連携した支援を行っています。お問い合わせ等は鹿児島県中小企業団体中央会までお願いします。

以上の詳しい情報は、以下のURLで確認ができます。

中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

中小企業基盤整備機構

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

(次回掲載は2月号)

テーマ

第95回 「事務局長と参事の違い」 について

先日、参事という役職の方と名刺交換しましたが、事務局長との違いは何ですか。



はい！お答えします！

事務局長とは、その名の通り、組織・団体等で運営を統括し、その目的を実現するための実質的作業を行う事務局の長を指します。

一方で、参事は、法律の規定に基づく身分であり、職員でありながら他の一般職員と大きく異なるところが3つあります。

- (1) 会社法の規定を準用して支配人と同様の権限を持つこと
- (2) その任免については理事会で決議されること*
- (3) 登記が必要となること

法が身分を明らかにしているのは、組合業務が複雑多岐にわたり、理事のみでは十分にその職責を全うし得ない場合を想定して、事業実施に関して包括的な権限を与えています。

また、参事はこうした特殊な権限を持つことから、他の組合の役員または使用人になることと、自己が組合の業務と同一の部類に属する事業を営むことは禁止されています。

※組合員は、総組合員の10分の1（これを下回る場合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、解任を請求することができます。



詳しいことは中央会職員に質問してほしいぶ～

中小企業組合士試験問題にチャレンジ！

次に掲げた①～⑧の文章について、運営上の判断として適切なものには○印を、適切でないものには×印を記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみを付けた場合は、無効とする）。



- ①フリーランスの人達が集まって組合設立に向けた検討を行った。検討会議において、事業協同組合を設立することとし、設立する組合の名称を「フリーランス協同組合きずなの会」と定めた。
- ②宿泊業者で組織される組合が、ウィズコロナ・アフターコロナ対策として、トレーラーハウスを活用した日帰り体験学習ツアーの需要開拓とそれに必要となる小学生向けの自然環境の学習教材の企画開発を行った。
- ③エネルギー・原材料価格が高騰し、組合員の経営を圧迫していることから、組合が、組合員の取引環境の整備のために、個々の組合員が取引をしている大手仕入先会社との間で取引条件を交渉し、当該仕入先から組合員に支払われる販売手数料を組合が一括して受領し、組合が組合員に分配することを内容とする団体協約を新たに締結した。
- ④組合員の休業補償等福利厚生の充実を図るため、組合事業として損害保険代理業務を始めることとした。
- ⑤A協同組合連合会は、会員である事業協同組合の組合員企業を対象として福利厚生に関する事業を行っている。このたび、一部の会員組合から、会員組合の組合員企業を対象とする共同事業を行ってほしいと提案を受けたが、協同組合連合会が会員組合の組合員企業に対して直接的に共同事業を行うことはできないため、これを謝絶した。
- ⑥組合員の休廃業による脱退者の増加により出資金の払戻しが増えていることから、組合の財産的基盤の維持のために当面は組合員の脱退を認めないこととし、このたび、脱退を予告してきた組合員についても、持分の全部を他の組合員に譲り渡すことを指示し、脱退届を返送した。
- ⑦高齢だった組合員が他界し、その組合員の息子2人が事業を承継した。このたび、2人の息子から持分を平等に2等分して相続したとして、相続加入の申出があったため、申出に従って息子2人が相続加入したものと扱った。
- ⑧脱退した組合員が組合に対する共同購買の手数料を完済していなかったため、組合はその持分の払戻しを停止した。

令和5年9月 情報連絡員報告

令和5年9月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

観光需要の増加等により、「業界の景況」が6ポイント、「売上高」が11ポイント改善したが、人件費や原材料費等の高騰により、「収益状況」は2ポイントの改善にとどまった。

一方、木材・木製品では製品価格が下げ止まり、その他の業種でも原材料相場が落ち着いているといったコメントが挙がっており、「販売価格」は6ポイント低下している。

【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和5年8月	令和5年9月	
業界の景況	-10	-4	↗
売上高	-5	6	↑
在庫数量	-5	0	↗
販売価格	14	8	↓
取引条件	-4	-4	→
収益状況	-8	-6	→
資金繰り	-3	-6	↓
設備操業度	-3	0	→
雇用人員	-6	-5	→

【前年同月比】

「新型コロナウイルスの5類移行等によって、「業界の景況」が12ポイント、「売上高」が18ポイント改善した。

また、「販売価格」は4ポイント上昇、「収益状況」は6ポイント改善しており、連絡員（漬物製造業）の「製品値上げが受け入れられている」といったコメントからも、前年と比較して価格転嫁が進展していることが窺える。

【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和4年9月	令和5年9月	
業界の景況	-16	-4	↑
売上高	-12	6	↑
在庫数量	-2	0	→
販売価格	4	8	→
取引条件	-7	-4	→
収益状況	-12	-6	↗
資金繰り	-9	-6	→
設備操業度	-2	0	→
雇用人員	-7	-5	→

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↓ = -9 ~ -1 ↓ = -10以下

※ DI 値：前年同月と比較して「好転(増加・上昇)」したとする回答数から「悪化(減少・低下)」したとする回答数を差し引いた値

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

県内外から観光客が増加しているが、飲食店を中心に売上は昨年並みで推移した。企業の**利益率の改善は依然として厳しく**、原料穀物の相場は落ち着きを取り戻し価格の値上げ傾向は弱まったものの、為替の円安が今後輸入品に与える影響や人手不足、最低賃金の上昇に伴う人件費の高騰など、今後ますます経営環境を苦しめる経費増をもたらすのではないかと苦悩の火種は尽きない。

食料品（酒類製造業）

(令和5年9月分データ) (単位：k0・%)

区分	R4.6	R5.9	前年同月比	
製成数量	18,048.8	17,988.9	99.7%	
移出数量	県内課税	2,965.7	2,595.5	87.5%
	県外課税	4,777.1	3,859.0	80.8%
	県外未納税	1,610.8	1,656.0	102.8%
在庫数量	187,632.3	183,197.3	97.6%	

食料品（漬物製造業）

観光土産品、市販用、業務用とも好調である。**製品値上げも、大体受け入れられている**模様。

食料品（蒲鉾製造業）

昨年はコロナや台風等の影響で売上が悪かったが、今年はコロナも5類となり、大型観光船の寄港や国体の前哨戦等で県外客が多かった。全体で見ると**売上は前年度20%の伸び**となった。店舗別では、空港売店が40%、百貨店店舗は6%減少し、直売店は45%の増加となった。ただ、百貨店の練り製品部門全体では平均20%程の増加となったようである。

食料品（鯉節製造業）

9月に入って鯉船入港も少なく、浜値が更に高くなり330円の最高値を付けた。それにより原料代が今まで以上に必要なため**資金繰りが厳しく**なった。メーカーも更なる値上げをする様で、雑節類も漁がうすくまだ高値が続いている。

食料品（菓子製造業）

コロナの落ち着きで、**従業員不足は解消**しつつある。また、敬老の日やお彼岸などイベントもあり、若干販売も伸びたようである。



食料品（茶製造業）

共販実績、前年度売上対比は102.2%（前年9月売上対比67.8%）であった。

大島紬織物製造業

原材料の高騰により、売上不振となっている。また、販売価格の値上げ交渉を行っている。

本場大島紬織物製造業

9月は催事が増え、売上が少し増加した。今後に期待したい。

木材・木製品

9月は昨年同月に比べて取扱量並びに取扱総額共に上昇したが、販売単価上昇には及ばず、9月最終素材あたりから強気配になりつつある。下半期は期待が持てそうな雰囲気ではあるものの依然として先行き不透明な状況に変わりはない。

木材・木製品

鹿児島県の7月分の新設住宅着工戸数は、1,075戸で前年同月比115%、うち木造は616戸で前年同月比では上昇したものの、閑散期が長く続いたため、累計では96%と昨年の実績に届いていない。また、県産スギ丸太4m中目材の8月の価格については、前年同月比82%とウッドショックと言われた昨年からすると約2割の値下げであるが、前月比では103%と下げ止まったようだ。一方、スギ製品の柱角、土台角等の価格は、前年同月比95~96%、KD材も前年同月比80%と昨年からすると値を下げたものの、前月比では103%と下げ止まった。

生コン製造業

出荷量は110,031立米（前年比126.6%、うち官公需は

52,317立米（同比155.2%）、民需は57,714立米（同比108.5%）で、官公需、民需ともに増加した。増加した地域は11地域（増加率順に南隅688.4%、与論島464.2%、奄美大島240.2%）となっている。一方、6地域が減少（減少率順に甑島23.2%、串木野33.4%、屋久島45.2%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で官公需101.6%、民需93.4%、合計95.7%となっている。

コンクリート製品製造業

9月度の出荷量は、7,292トンの前年同月比113.4%となった。出荷実績は始良・伊佐地区、熊毛地区のみ前年同月比を下回り、他地区は上回る結果となった。特に奄美区においては前年同月比140.1%となった。しかしながら、受注量は増えておらず、今後の受注量増加を期待したい。また、原材料費、配送費の高騰も進んでおり、厳しい状況に変わりはない。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

慢性的な人材不足となっている。賃上げも行っているが、限界がある。特に若者が建設関係を敬遠しているのかと思われる程人材集めに苦労している。

印刷業

組合が推進する活動として、行政への入札における陳情、いわゆる官公需活動があるが、ここへ来てやっと鹿児島市と面談のうえ意見交換など具体的な動きが出来るようになってきた。印刷物における適正で公正な価格設定のために、行政への働きかけを粘り強く続けてきた結果であり、今後も続けていかなばならない。

非製造業

水産物卸売業

昨年同月比で、数量145.9%、金額117.0%、単価80.3%となった。水揚げも良好で、お盆に向けての商品もそろっていたが、処理水のことをどうなるか気になる。

燃料小売業（LPガス協会）

10月積みサウジアラムコ産の液化石油ガスはプロパン600ドル（前月比+50ドル）、石油化学原料のブタンが615ドル（前月比+55ドル）と2ヵ月連続で上昇した。原油市況が高騰、1年ぶりの高値を記録、連動してLPガス市況も高騰した。中東市場は減少したサウジアラビア・クウェートのスポット販売回復、インドが輸入関税を免除して価格を引き下げたことから輸入が増加した。今後、需要期を迎え、料金の上昇が懸念される。

中古自動車販売業

中古車業界は、風評被害で客足が遠のいたことで販売

も伸び悩んでおり、今後が懸念される。10月から施行される「支払総額表示」を絶好の機会と捉え、安心と信頼の組合加盟店のテレビCMにより、信頼回復に努めていきたい。

青果小売業

野菜等が値上がりし、買い控えを招いている。また、消費物資、資材のほとんどが値上がりしたことで、消費が冷え込み、経費が圧迫されている。

農業機械小売業

販売不振や農家の高齢化によって、収益状況が悪化している。

石油販売業

原油高・円安基調が続いた影響もあり、国が燃料油価格激変緩和対策事業の12月までの延長を決めた。市場は、徐々に下げ基調に転じたものの売上の伸びは小さかった。業界の回復も鈍く新型コロナ前には程遠い状況にあり依然として収益は厳しい。

鮮魚小売業

天候不良や台風などにより、**入荷が少なく値段は高い**。コロナが拡大したことで運動会も午前中が多く、弁当の材料も売れずに客足も伸び悩んだ。

運動具小売業

9月は新学期が始まり**市場が動き出しつつあったが、日に段々と落ち着き、動きが悪くなってきた**。いつまでも暑いからか、インフルエンザの拡大がよく分からない状況が続いている。国体も始まるので来月は期待したいところである。

商店街（始良市）

少しずつ気温も下がり、客足も増加傾向になりつつあるが、**例年と比べると少ない状況**が続いている。

商店街（鹿児島市）

上場しているような企業は製造業を中心にいい景況判断になっている。悪い円安とマスコミは騒いでいるが、近隣窮乏化政策で円安は日本のGDPを押し上げ、国力の上昇につながる。雇用も堅調で、少し遅れて賃金も上がってくる。商店街としても「お祭り」「イベント」「コンサート」「マルシェ」「国体応援企画」などの継続的な販売促進を行うことで消費を押し上げる。各店も価格ではなく価値を売る体制となり、**安売り企業と同じ土俵で勝負しない**良い傾向がみられる。

商店街（鹿児島市）

9月1日から商店街と近隣の商業施設等で利用できるプレミアム商品券を発売したことで、**総額2億400万円の売上確保**が期待できる。

サービス業（旅館業 / 県内）

今までどおり、感染症対策をしつつ観光客等を受け入れているが、**労働力不足**で忘年会等の受入れに制限があり苦慮している。

測量設計業

鹿児島県の最低賃金は897円となり、社員の労働環境をよりよくしなければならぬことは十分理解している。今後より一層努力を積み重ねていかなければならない。新型コロナウイルスが経済活動に及ぼす影響は、日を追うごとに小さくなってきている。それに伴い鹿児島県内の大学生・高校生において、**関東・関西圏へ就職する人数が増え**ており、地域に残りたいと希望する若者が減少していることから、中小企業は生き残りをかけて人材を確保していかなければならない。

旅行業

【動向・地域の実情】団体旅行（貸切バス利用）が活発になってきて、「今こそ鹿児島の旅第4弾」の旅行支援が継続している中、他県からも誘客が見込めている。11月から1か月間延長されることが決まったため、旅行支援を使った商品造成が計画されることを期待している。

【問題】宿泊施設等の**受入施設の人員不足**や全体的な物価が高騰していることに伴い、全体的な仕入れが上がっている状況である。

建築設計監理業

9月の公共団体等の入札状況は、**件数約58件、契約金額約2億6百万円**で、前年同月（57件、約1億9千5百万円）と件数、契約金額ともにほぼ同水準であった。また、8月の新設住宅着工戸数は711戸で、対前年同月比（925戸）は23.4%の減となった。8月としてはコロナ禍前の2019年の699戸以来の低水準となっている。

自動車分解整備・車体整備業

車検台数は前年並みの動きであった。最近では自動運転技術を搭載した車が登場して来ているが、OBD検査プレ運用が始まりそうである。

電気工事業

材料関係の価格が現在も上昇しており、**見積時と発注時で金額が合わない**状況となっている。また、人材不足が続く中、募集をかけても人員確保が困難な状態である。

造園工事業

9月は例年通り公共工事（道路草刈り、公園草刈り等）や民間・個人宅の草刈り業務で多忙な時期であった。それに加えて、今年は台風の被害はなかったものの、来月開催の**かごしま国体の準備**として環境施設整備という特殊要因があり多忙であった。しかしながら、業界としては慢性的に人手不足の状態にあり、各社**人員の手配に非常に苦労**した月であった。

管工事業

8月の住宅着工戸数が発表され、前年比23.1%減で、4月～8月の合計戸数でも前年比90.7%と前年を下回っている。**住宅資材等の価格の高止まり**により伸び悩みが続いている状況で、今後の先行きも不透明である。

建設業（鹿児島市）

インボイス制度が始まるにあたり、他組合との**契約内容・商流の見直しが必要**になっているが、長年の経過により中々交渉がまとまらない状況である。

建設業（奄美市）

二次製品の**共同購入利用者が少しずつ多くなっている**。

貨物自動車運送業

県下159運送事業者の燃料購買動向は、**前月と比較して100.95%に増加、前年同月と比較して88.54%に減少**した。

運輸業（個人タクシー）

コロナウイルス、インフルエンザが人々の油断につけこんできたが、案外人々の反応は少なかった。経済動向としては、**観光客船の需要はマリンポート付近で良好な結果**が出ているものの、市内の経済の動きは少し鈍く感じる。

運輸・倉庫業

前半は例年並みの物量だったが、**最終週は食料品値上げに伴い物流は若干増えている**。燃料価格は高値で推移しており、エコドライブの指導を各社行っている。

令和5年10月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

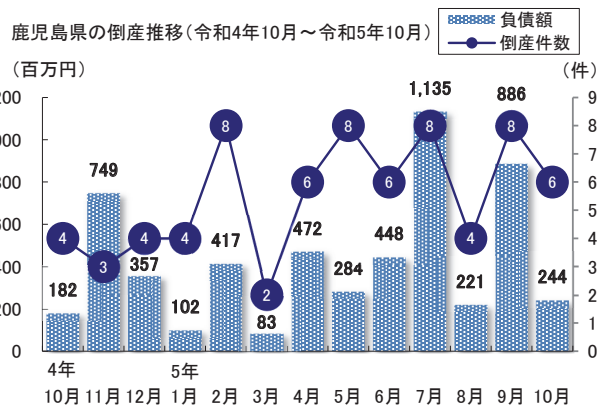
件数6件 負債総額2億4,400万円

〔件数〕前年同月比2件増 〔負債総額〕前年同月比34.1%増

ポイント

～負債総額、件数ともに前年同月比増加～

- ◆倒産件数は6件で前年同月比2件増加、前月比2件減少。
- ◆負債総額は2億4,400万円で前年同月比34.1%増、前月比72.5%減。
- ◆新型コロナウイルス関連倒産は3件発生。



【概況と今後の見通し】

令和5年10月の倒産件数は6件と前年同月を2カ月連続で上回っており、1月から10月までの累計は60件と前年同月より10件多く、増加基調に変化はない。

新型コロナウイルス関連倒産は3件、19カ月連続の発生となった。

今後の見通しとしては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、観光・消費需要の回復など全体的な経済活動は段階的に回復傾向にある。一方で、物価高やエネルギーコスト上昇の影響は大きく、厳しい環境に置かれている企業も多いほか、不安定な海外情勢にも懸念があることから、今後も倒産件数は増加推移が想定される。

令和5年10月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様	備考
(株)M	飲食店経営	100	10,000	南薩地区	破産	
(有)K	管工事	60	3,000	大隅地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(有)P	ブライダル、レストラン事業	34	3,000	鹿児島市	破産	新型コロナウイルス関連倒産
G(同)	造園工事	25	100	鹿児島市	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)W	家電製品修理	15	3,000	鹿児島市	破産	
個人	土木工事	10	-	大隅地区	破産	

※主因別は、「販売不振」、「その他」が各3件

組合自治監査講習会

テーマ 監事の役割と監査の方法
 講師 監査法人かごしま会計プロフェッション
 社員・公認会計士 酒匂康孝 氏
 日時 令和6年1月15日(月)
 13:30~16:30
 場所 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
 参加費 無料
 参加方法 会場もしくはオンライン
 中央会HPからもお申込みいただけます

新たに監事に就任された方は奮ってご参加下さい!

令和5年12月

5日(火) 16:00	中央会理事会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
22日(金) 16:30	青年部講習会 「鹿児島経済2024 ~若手経営者のための未来への指針~」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

令和6年1月

5日(金) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
29日(月) 15:30	商工中金協力会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

P.54 組合のスペシャリストを目指そう!
~中小企業組合士試験問題にチャレンジ~

解答

①○②○③○④○⑤×⑥×⑦×⑧○

「さつまのメルマガ(略称『さつまガ』)」の登録はHPもしくは二次元バーコードから!!

<https://www.satsuma.or.jp/>



中小企業かごしま

(令和5年度 活性化情報第3号)

発行人: 鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

HP: <https://www.satsuma.or.jp/>

印刷所: 斯文堂株式会社

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです!
©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



今月の表紙

照葉樹の森

大隅半島の南部に位置する稲尾岳・木場岳の一带は、タブノキやイスノキ、アカガシが原生の姿をとどめる西日本最大級の照葉樹林で、「森林生態系保護地域」をはじめ、「自然環境保全地域」、「天然記念物」の指定を受けている貴重な森林です。

照葉樹林の保護・再生・活用をテーマに、豊かな自然に親しみながら森林学習及び野外体験のできる施設として、登山道のほか森林学習施設やキャンプ場、多目的広場、遊歩道等が整備されています。

